

平成19年第6回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成19年12月6日(木曜日)

議事日程 第1号

平成19年12月6日(木曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議長諸報告 | |
| 日程第4 | 行政報告 | |
| 日程第5 | 請願・陳情文書表 | |
| 日程第6 | 発議第13号 | 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出について |
| 日程第7 | 報告第12号 | みなかみ町立(仮称)新治小学校校舎新築工事の請負変更契約締結にかかる専決処分報告について |
| | 報告第13号 | みなかみ町立(仮称)新治小学校体育館棟新築工事の請負変更契約締結にかかる専決処分報告について |
| 日程第8 | 議案第74号 | 町営穴切土地改良事業計画変更について |
| 日程第9 | 議案第75号 | 上越新幹線上毛高原駅構内119K466m付近沢入橋耐震補強工事委託契約締結について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 平成19年度みなかみ町新治地区スクールバス購入の請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第77号 | みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第78号 | みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第79号 | みなかみ町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第13 | 議案第80号 | みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について |
| 日程第14 | 議案第81号 | みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例について |
| 日程第15 | 議案第82号 | みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について |
| | 議案第83号 | みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第84号 | みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第85号 | みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第86号 | みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第87号 | みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第88号 | みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第89号 | みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第90号 | みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第91号 | 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更について |

日程第21	議案第92号 議案第93号 議案第94号 議案第95号 議案第96号 議案第97号 議案第98号	平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)について 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について 平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について
日程第22	議案第99号 議案第100号 議案第101号 議案第102号 議案第103号 議案第104号 議案第105号	指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋) 指定管理者の指定について(特用林産物加工施設) 指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター) 指定管理者の指定について(駐車場・大穴) 指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場) 指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場) 指定管理者の指定について(永井宿郷土館)

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

会議録署名議員

12番	小野章一君	22番	阿部源三君
-----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長	若桑一雄君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前9時開会

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

いよいよ当町北部の藤原方面には雪が降り積もり、冬将軍が到来してまいりました今日この頃でございますけれども、本日は良いお天気に恵まれました。

議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより平成19年第6回（12月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 師走に入りご多用中のところ、12月定例議会にご出席を賜わり、厚く御礼申し上げます。

早いもので、新生「みなかみ町」がスタートしてから2年余りが経過しました。

この間、「財政再建」と「夢のある町づくり」に取り組んできましたが、町民皆様のご理解とご協力で改革も着実に進んでおります。

とりわけ今年は「改革元年」と位置付けましたが、11月の全員協議会でお示したように「行財政改革行動指針」を作ることができました。今後は、この指針を改革のバイブルとして、将来に夢を描き、公平・公正を旨として行財政改革を進めてまいります。

さて今年6月には、「地方自治体財政健全化法」が制定されました。

総務省は、財政の健全度を測るために4つの指標を上げております。

①として、実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標を上げ、この内の2指標について基準値が明らかになりました。

「イエローカード」である「早期健全化基準」は、実質赤字比率が2.5～10%以上で、実質公債費比率は25%以上に設定するとしております。この基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定が求められます。

一方、「レッドカード」である「財政再生基準」は、自治体財政の破綻を認定する際の基準値となり、実質赤字比率が20%以上で、実質公債費比率は35%以上としております。

この基準値を超えれば、財政再生団体として財政再生計画の策定が求められ、国が財政再建を管理することになります。

なお、他の2指標は年内に発表するとしており、4指標のいずれかで基準値を超えた場合は、「早期健全化団体」に指定し、将来負担比率を除く3指標のいずれかが、より危険な基準に該当した場合は、「財政再生団体」に指定されます。この基準値は平成20年度決算から適用されます。

因みに、みなかみ町は2年連続の黒字決算で、実質公債費比率は21.4%であります。

しかし、現在、懸念されることは水道会計の赤字等であります。これは赤字額が約4億9千万円余・未収金2億円余となっております。

何故ならば、これを計画的に解消できないと実質赤字や連結実質赤字が発生し、これに伴って「イエローカード」が出され、「財政健全化計画」の策定を求められるからであります。今後とも、財政の健全化に向けて一層努力してまいりますので、ご支援とお力添えの程、お願い申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、報告2件、議案としては条例の一部改正、契約の締結、指定管理者の指定並びに補正予算等の32件であります。各議案の内容は、後刻説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

例年になく暖かかった秋も終わり、愈々厳寒の冬に向かいます。

よく猛暑の後の大雪と言われますが、降雪情報を的確に把握し、万全の除雪体制で臨んでまいります。

そして町民のライフラインを守り、みなかみ町を訪れて下さるお客さんが安全で満足頂けるシーズンになることを念願しております。

議員各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

開 議

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。
議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規程により、議長において指名いたします。

12番 小野章一君

22番 阿部源三君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月6日より、12月14日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より12月14日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例議会後の主な事件についてご報告申し上げます。

平成19年10月2日、湯沢町において、新三国トンネル開削促進同盟総会が開催され副議長、産観常任委員全員、地元議員と出席いたしました。

次に10月3日、群馬県庁において、利根地方総合開発協会で利根沼田地区の要望事項の陳情行動を町長とともに行いました。

次に10月23～24日の2日間、猿ヶ京温泉猿ヶ京ホテルにおいて、利根郡町村議会議長会主催の正副議長・正副常任委員長・事務局長研修会が開催されました。

研修内容は、「地域振興の事例」、「群馬県で世界最先端のがん治療が受けられる重粒子線治療」、「生涯現役とPPK」の演題でありました。

次に10月30日、吉岡町文化センターにおいて、町村議会議長会主催の議員研修会が開催され、議員21名と事務局3名で出席いたしました。

研修内容は、テレビでお馴染みの政治評論家、屋山太郎氏による「内政・外交～これからの日本」と、東京大学名誉教授、月尾嘉男氏による「地球の未来を思う」の演題でありました。

次に11月9日、東京衆議院会館において、「一般国道17号線三国トンネル早期開削の御願い」と「道路特定財源の一般財源化反対」の要望活動を湯沢町とともに行いました。

要望先は、地元選出国會議員・国土交通省・財務省に伺い要望いたしました。

次に11月19～21日の3日間、滋賀県及び石川県方面に議員会主催（全額自己負担）による視察研修を行いました。

研修内容は、「あいとうエコプラザ菜の花館」の視察、比叡山延暦寺・彦根城・日本自動車博物館・近江町市場等の見学で有意義な研修でありました。

特に、東近江市の「あいとうエコプラザ菜の花館」の取り組みは、当町においても遊休農耕地の利用や水源地利根川の源流として、大いにヒントになる視察研修でありました。

次に11月30日、東京NHKホールにおいて、第51回町村議会議長会全国大会が開催され出席しました。

大会内容は、要望・重点要望、決議・特別決議、実行運動方法等審議し、大会宣言、大会決議を決定いたしました。細部については、事務局にありますのでご覧下さい。

次に12月1日、新三国トンネル現地視察として、佐田玄一郎衆議院議員・群馬県土木部川滝部長・粕川課長・県民局長井所長の視察を受け町当局と副議長、産観常任正副委員長とともに同行いたしました。

議長（傳田創司君） 以上で、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 行政報告

議長（傳田創司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) お許しを頂きましたので、3件につきまして行政報告を行います。

少し長くなりますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

まず、1点目は、**行財政改革行動指針**についてであります。

この関係については、9月定例議会で、行財政改革の内容や進め方等について説明をいたしました。具体的な改革内容として、「行財政改革行動指針」を策定しましたのでご報告申し上げます。

まず、**財政改革**であります。普通会計の歳出規模を現在の130億円台から平成27年度には97億円台まで縮減する方針であります。

なぜならば国・地方とも多額の借金を抱える実態では、今後とも国庫補助金や地方交付税の増額は望めず、加えて人口減少や少子高齢化等から、町税の減収が予想されるからであります。

よく「入りを量り、出を制する」と言われますが、人件費や物件費等の消費的経費を計画的に削減し、身の丈に合った歳出構造に改革することが大事と考えております。

次に、**歳出構造の改革**ですが、一つは職員の定員管理であります。

今年度末の職員総数は339人ですが、この総数を平成27年度当初には240人以下にする定員管理計画を立てました。新規採用の抑制は勿論ですが、支所機能の縮小、施設の統廃合、さらにはごみ処理業務や幼・保育園等の民営化を図り、計画的に職員数を削減する考えであります。

もう一つは**組織・機構と職員制度の改革**であります。

この改革は、職員の純減に伴う協働体制を確立するために、グループ制を導入し、職員の少数精鋭化と資質の向上を図り、併せて組織を活性化するものであります。

組織・機構改革では、環境課と上下水道課を統合して「生活環境課」とし、学校教育課と生涯学習課を統合して「教育課」を各々新設し、全体では2課を削減して、12課2支所体制とします。

また、2室47係を1室27グループとし、効率的且つ柔軟性のある行政サービスができるように再編します。

職員制度改革ではグループ制の導入を機に、課長・次長・グループリーダー等の役割と職責を明確化すると共に、年功序列から職責に応じた人事給与制度を導入してまいります。

これら一連の行財政は、平成20年4月1日からの施行を予定しておりますが、実施にあたっては関連する条例改正が伴います。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

最後に、**改革に必要不可欠な公共施設の統廃合**であります。議会の「行財政改革特別委員会」では、60施設の統廃合を進めるべきとする中間報告が出されております。

「行財政改革行動指針」では、現状把握と有効活用を図るための問題点、管理運営方法の方向性を示す区分及び今後の取組み等を示しましたが、施設の統廃合は公平・公正と透明性を確保しながら、様々な角度から検討することが肝要であります。

そこで、公共施設の統廃合は、議会・住民・執行部の代表者で構成する「公共施設統廃合等検討委員会」を設置し、検討をお願いしているところであります。

検討委員会からは、本年度中に検討結果を頂けるとお思いますので、その結果が出しだい、公共施設の再編計画を策定し、転用や統廃合等に必要な改善策を国や県へ働きかけていき

たいと考えております。

いずれにしても、行財政改革は直接、住民生活や職員の士気等に影響を及ぼしますので、短絡的な行動は避けなければなりません。それだけに職員は勿論ですが、町民の皆さんと町財政の実態や改革の方向性を共有することが大事であり、今後とも積極的な情報の提供に努めてまいります。

次に、**みなかみ町教育施設整備計画**についてであります。

お手元に資料として教育施設整備計画をお配りしてありますので、参考にしていただきたいと思っております。

冒頭の挨拶でも申し上げましたが、私は町長就任以来、「財政再建」と「夢のある町づくり」を行政指針に掲げ、新生「みなかみ町」の礎を創る努力をしております。

特に町財政では、行財政改革と町税等の滞納対策を促進し、さらには町村合併の優遇措置を生かして、平成17・18年度は決算を黒字にすることができました。

これに伴って、計画的に基金造成（貯金）をすることができ、若干ですが、財政再建の兆しが見えてきました。

しかし、国の改革動向は不透明であり、加えて「財政健全化法」で示す財政数値の対比では、依然として厳しい状況にありますので、なお一層の改革が求められます。

私は行政の第一義を、「町民の生命・財産を守り、加えて子供達が安全な環境で学業に励み、心身ともに健全に成長すること」とし、それがためには教育施設の整備・充実が肝要と思っております。

云うまでもなく、教育は知を磨き、豊かな心を育み、体を鍛え、生きがいを創出し、将来の町の発展に欠くことのできない大事業であります。

また教育は、物理的に物を作るように、直ちに結果を出せるものではありません。

「人間に心がある限り、人は人によって育てられる」と言われるように、日々の地道な教育活動の積み重ねが、健全な人間を育て、産業を繁栄させ、文化を生み、魅力ある町づくりに繋がるものと考えます。

したがって教育は町づくりの大きな柱であり、例え財政が苦しくても、やるべきことは行政の責任で行わなければならないと考えております。

みなかみ町教育委員会では、合併新町を記念して、先人が残された教訓「断えず考える」を掘り起こし、これを教育活動の座右の銘にしております。

そして、子供達が「生きる力」をしっかりと身に付けるために常に考え行動し、学習活動に生かしております。

そこで当面する課題は、「校舎等の耐震補強」と「少子化に伴う学校統合」であります。

教育委員会は、私の諮問を受けて、「教育施設整備計画検討委員会」を設置し、約一年間をかけて検討をされました。その結果は答申という形で頂きましたが、内容は今年の3月定例町議会で行政報告したとおりであります。

私は今年を「改革元年」と位置付けて改革に取り組んでおりますが、未だ不安定な要素はあるものの、ある程度の財政計画を立てられることができる状況になりました。

そこで、私は教育委員会に「教育施設整備計画検討委員会」の答申を尊重して、町内各地区の教育施設の整備計画を具体化するように指示しました。

しかし、整備計画の策定にあたっては、平成27年度を限度とする合併特例期間の投資的経費の多くが学校施設に関わる事業費となりますので、他事業との関連から調整が難航

しました。

調整にあたっては、総務課・総合政策課・構造改善室が中心となって各課と協議し、「みなかみ町教育施設整備計画」を策定したところであります。

地区毎の整備計画を申し上げます。

ここに上げた事業費は、現段階での算出であります。数値等は別表を参照していただきたいと思っております。

まず、月夜野地区は、児童の安全を第一に考えて、3小学校の校舎の耐震補強工事と、桃野小学校の体育館の建設を実施する計画であります。桃野小学校の体育館は今年度中に実施設計をし、平成20年度に建設します。

平成21年度には古馬牧小学校、桃野小学校、さらには月夜野北小学校の耐震補強工事を実施する予定であります。

水上地区は、現在の水上中学校の敷地内に、水上中学校・水上小学校を、幸知小学校を小中一貫校として建設する計画であります。平成21年度に実施設計をし、22年度には一部解体工事を行います。23年度・24年度で本体工事を実施し、25年度に開校の予定であります。さらに25年度には施設の一部解体と体育館・武道館の一部建設工事を実施します。26年度には武道館・プール・外構工事を実施する計画であります。

藤原地区は20年度から小中併設校にする計画であり、21年度は藤原中学校と藤原小学校の体育館の耐震補強工事を実施します。

新治地区は、20年度に統合小学校が開校し、同年度に既存校舎の解体と、食堂棟の建設・既存プールの改修、さらには進入道路工事・駐車場等の整備を実施します。

なお、須川小学校は20年度に幼児のための施設として改修工事を行い、21年度より「認定こども園」として運営を開始する予定であります。

21年度には新治中学校の耐震補強工事を実施し、22年度には新治中学校の体育館を建設する予定であります。

以上、地区毎の概要を申し上げましたが、策定にあたっての留意点は、各地区の施設整備の平準化と、健全財政を念頭に「財政健全化法」で定める実質公債比率25%（イエローカード値）を絶対に超えないこととあります。併せて「財政再建」に心掛けて、可能な限り実施を前倒しすることとあります。

教育は「100年の計」と言われるように、人間社会の礎を築く極めて大切な営みであります。やがて、我町を背負って立つ子供達の成長を願って、私は町長として今、健全財政を念頭に教育環境の整備に全力を注ぎたいと考えております。

しかし、本町の教育施設の整備は、巨額な財源と長い期間を必要とします。この間には、社会・経済情勢も変る事が予想されますが、常に良い方向にローリングして、初期の目的が達成できるように知恵を絞ることが肝要であると思っております。

議員各位のご支援とお力添えを、心からお願い申し上げます。

次に、**光ファイバー網の整備促進**について申し上げます。

魅力ある町づくりの必要条件は、道路網と情報インフラの整備であります。

国は、いつでも、どこでも、誰でも高速通信の恩恵を受けられる社会の構築を目指しておりますが、本町は未だ整備が遅れている状況にあります。情報の格差は、地域・民間活動に大きな影響を及ぼすことを踏まえて、町としては光ファイバー網の整備が大きな課題であります。

そうした中、NTT東日本により、月夜野局管内の後閑、下牧、上津、月夜野、小川の一部（62局分）について、11月15日から光ファイバーのサービスが開始されました。

それ以外の地域については、一定数以上の利用者の見込みがあれば、エリア拡大を検討すると約束しております。

現在、町内で光サービスを扱う通信事業者は、NTTとKDDIですが、KDDIは、学校等の公共施設の一部に限定してサービスを行い、一般解放はしていません。

したがって、民間事業所等は利用できず、今後の整備計画もないと伺っております。

このため町では民間主導のNTTによる整備を決断し、商工会・観光まちづくり協会等と緊密な連携を図り、全町の情報インフラ整備を目指して取り組んでおります。

商工会と観光まちづくり協会では、早期に整備することが民間活力を高めると判断し、早速、「光ファイバー網整備促進委員会」を立ち上げて、光ファイバーによるインターネットサービス「Bフレッツ」の誘致活動を進めているところであります。

Bフレッツについては、お配りした資料をご覧くださいと思います。

光ファイバーによる情報サービスが受けられますと、血圧・心電図等のデータが自動的に転送できる「在宅健康管理システム」による健康相談や、データ転送の大容量化とIP電話の組み合わせによる「テレビ電話システム」等のサービスを受けることができます。

これらのサービスは、既に上野村が取り組んでおりますが、広い面積を持つ本町では、保健医療分野における総合的な利活用が考えられます。

これらの情報伝達の恩恵を受けるには、光ファイバー網の整備が不可欠であります。

そこで「光ファイバー網整備促進委員会」では、商工会推薦7名、観光まちづくり協会推薦8名、更には区長会から70名の推薦を得て、合計85名の体制で「仮申込書」の取りまとめを行っているところであります。

NTTから示された各局エリアの目標数は、世帯数の約3割であり、サービス開始されていない月夜野局で290件、水上局1,010件、布施局600件、猿ヶ京局215件、藤原局93件であります。しかしながら、11月末時点の申込数は目標に対して約12%程であり、どの地区も目標数に達していません。このような「仮申込書」の状況では、通信事業者による光ファイバーの整備はとうてい不可能であります。

通信事業者に変わり、町が光ファイバー網を整備しますと、事業費が20億円もかかると言われ、これでは補助事業等を活用しても、事業化はできないのであります。

このため「仮申込書」の期日を12月末まで延長して、申込者・世帯数の3割を目指して頑張っているところであります。議員各位の絶大なるご協力を心からお願い申し上げます。

以上3点、行政報告をさせていただきました。

議長（傳田創司君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（傳田創司君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

事務局に請願・陳情文書表の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

平成19年第6回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人及び紹介議員	受理年月日
	請願趣旨		付託委員会
請願第11号	難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求める請願	群馬県難病団体連絡協議会 会長 渋澤 東三夫 みなかみ町月夜野 3281-7 岸 貞夫 倉澤 長男	平成19年11月22日
			厚生常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>私ども群馬県難病団体連絡協議会(12団体3,600人)は現在、全国組織である日本難病・疾病団体協議会(略称JPA)が毎年取り組んでいる別紙の平成20年国会請願署名運動を県内で進めています。</p> <p>本年19年5月28日にJPAが行った請願行動では、全国から集めた86万8千余筆の署名を各県・各会の代表が地元選出の衆参両議院室を訪問し提出しました。群馬では、連合群馬、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県ソーシャルワーカー協会などの協力も得て、47,087筆の署名を各議員に提出しました。</p> <p>群馬の署名数は福岡、北海道、大阪、愛知に次ぐ5位で、人口比では全国1位でした。この請願行動が実って、本年6月の第166回通常国会で昨年引き続き全会派の賛成で採択され内閣に送付されました。また群馬県議会では平成18年3月20日『医療制度改革』にあたって難病患者・長期慢性疾患患者・障害者等の十分な医療環境を整えることを要望する意見書を採択し、内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣あてに提出されています。さらに平成19年3月議会では高崎市をはじめ、県内11市町村議会で「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求める意見書」を採択されています。このことは私どもに大きな励ましとなりました。今、「応益負担」の名の下に、患者や家族に過酷な負担が強いられ、『医療難民』『介護難民』などの言葉も生まれています。医療費の公費負担の縮小は重症患者の増加につながります。こうした国の社会保障政策の後退により、自治体が補助せざるを得ない状況がおき、自治体の財政難に拍車をかける結果となっています。ぜひとも、これらの実情をご理解いただき、貴議会として「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の実現を求める意見書」を国にご提出いただくよう請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策を早期に実現すること。</p>			

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 12 号	JR 水上駅前に駐車場の 早期整備を求める請願	みなかみ町鹿野沢 1 6 7 鹿野沢区長山口英一ほか 3 人 速 水 一 浩 河 合 幸 雄 鈴 木 幸 久 中 村 正 山 田 庄 一	平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日
			産業観光常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>「駅前商店街」は、旧国鉄の上越線開通とその後の整備と共に栄え、昭和 4 2 年には一日約 3 千人の乗降客で賑わい親子二世代でお店を切り盛りし、二世代で生活するのに十分な収入がありました。</p> <p>その後、モータリゼーションの進展、上越新幹線の開通、関越自動車道の開通等により、平成 1 6 年の一日の乗降客は約 1, 2 0 0 人に激減し、老夫婦一世代でも生活するのに厳しい状況にあります。</p> <p>そんな中、今でも食堂が 4 軒、喫茶店が 3 軒、土産屋が 6 軒、ヤマザキデイリーストア、本屋、お茶屋、関越タクシー、水上温泉旅館組合と 1 8 店舗が存続し、駅前商店街の空洞化が当たり前の時代に空き店舗が 1 軒という状況は、全国的にも頑張っている商店街ではないかと自負もいたしております。</p> <p>また、昭和 5 7 年の上越新幹線開通時には危機感から JR 用地を借り上げ、商店街独自に 2 2 台分の駐車場を整備したものの用地が狭いため点在せざるを得ず、利根川を挟んで並行して走る国道からのお客様を誘引できるほどのものになっていない現状があります。</p> <p>現在町で進めていただいている「レール&スパ構想」でも、駐車場の整備は重点課題にあがっており、構想の中でその整備の必要性は十分にご理解いただいているところではありますが、ぜひ先行する形で早期に整備をお願いいたします。</p> <p>駅は「町の顔」であり区民の誇りでもあります。その顔が傷だらけになる前に、一日も早い「駅前駐車場の整備」を請願者の総意をもってここに請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>JR 水上駅前に駐車場の早期整備をお願いいたします。</p>			

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 13 号	(仮称)みなかみ町防犯協会 設立に関する請願	みなかみ町湯原 670 水上防犯協力会長 中島市郎 みなかみ町猿ヶ京温泉 1166-3 三国防犯協力会長 田村 章 ほか賛同者 48 人	平成19年11月26日
		久保 秀雄 林 一彦 原澤 良輝	総務文教常任委員会
<p>【請願趣旨】 今日のみなかみ町において、地域安全推進活動を実施している町民諸団体の活動を効果的かつ円滑に執り行い、安全で暮らしやすい町づくりをするには、町内各地域の防犯安全活動諸団体が一丸となり連結し、相互協力することが必至である。為に、これらを集結する組織が囑望されている。</p> <p>私ども両会員、町政の総括する組織機関「みなかみ町防犯協力会（仮称）」の設立を請願いたします。</p> <p>【請願事項】 「みなかみ町防犯協力会（仮称）」を設立してください。</p>			

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 14 号	後期高齢者医療保険制度の 中止・撤回を求める請願	前橋市上小出町 2-36-1 群馬県社会保障推進協議会 代表 野上 恭道	平成19年11月26日
		穂 苺 清 一	厚生常任委員会
<p>【請願趣旨】 2008年から後期高齢者医療保険制度が発足するにあたり、群馬県後期高齢者医療広域連合が立ち上がっていますが、新たな後期高齢者医療制度には、多くの問題点が指摘されています。</p> <p>第一に家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者からの保険料が徴収されることとなります。群馬県では平均で年間8万円、年金からの天引き、死ぬまで払うこととなります。</p>			

高齢者からはもうこれ以上の負担は出来ないと悲鳴があがっています。

第二に今まで老人医療の対象者は「資格証明書発行の対象でない」とされてきましたが、新制度では保険料の滞納者には資格証明書が発行されます。

高齢者は収入は主に年金のみであり、かつ有病率が高いです。

第三に医療費が増えると保険料が増えるか医療給付を減らすかの中身で介護保険と同じ道を歩むことになります。

第四に診療報酬は他の健康保険とは別建てになり、後期高齢者が受けられる医療に制限を設ける芳香で検討されています。

第五に各保険者に義務づけされる「特定検診」の受診率や「特定保健指導」の実施率、有病率の減少などの改善率で後期高齢者医療に対する支援金の加算というペナルティが課せられます。福田内閣の連立政権合意の前文では、「構造改革路線は確固として継続させなければならないが、改革を急ぐあまり、そこから取り残された人たちや地域、弱者に対するセーフティネットが十分でなかったことを率直に反省し、負担増・格差の緩和などの国民生活に重きを置いた方向の政策を断行することが必要と考える」と、74歳までの窓口負担増の引き上げ、75歳以上で新たに被保険者からの保険料徴収の凍結が与党で合意されましたが、この制度は高齢者の命と健康、生活に深刻な影響を及ぼそうとしており、制度の中止・撤回をすべきです。以上のことから国に以下の意見書を提出してください。

【請願事項】

1. 後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。
2. 医療につかう国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 15 号	全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を求める	前橋市樋越町 183-4 全日本年金者組合 群馬県本部執行委員長 関 口 昭 三 ほか1人 穂 苺 清 一	平成19年11月26日
			厚生常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>「老人は、長年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」これは、老人福祉法第2条に書かれている法律の理念です。</p> <p>しかし、この条文と現実の乖離は年々広がっています。年金課税の強化、低所得高齢者への非課税措置の廃止、定率減税の廃止などで生活を困難にさせ、介護保険料や国民健康保険料の</p>			

大幅負担増もその上に重くのしかかり、来年に予定されている「後期高齢者医療制度」で安心して病院に行けなくなりそうです。

ここ数年の高齢者に対する仕打ちは「枯れ木に水は不必要」「年寄り死ね」と言わんばかりです。高齢者は、年金こそが暮らしの土台です。

ところが社会保険庁で相次ぎ不正事件が発覚しました。連日「消えた年金」問題が報道されています。これに重なるように、無年金者も100万人を越え、国民年金保険料の実質納入者の49%と半分を割るなど、現在の「保険料方式」による公的年金制度が限界に達したことは明らかです。先日おこなわれた参議院選挙でも、「最低保障年金制度」創設を多くの政党・候補者が主張しました。

全国市長会も昨年11月に続き今年6月に「最低保障年金を含め国民的議論を」と国に要望しました。私たちは、4年連続して県内自治体議会へ標記の請願・陳情をおこなってきました。その中でそれが採択され意見書をあげた自治体が12（合併前も含めて）になっています。昨年は、渋川市、富岡市と市段階の意見書も採択されました。この請願・陳情の際、地方財政に果たす年金受給額の大きさをしめす表を提出しました。それによると年金受給額は、市町村税の倍以上になっています。地方財政の困難さが増す中で、この年金制度の充実は、自治体として看過できないものであるはずです。私たち年金者組合は、無拠出で8万円の「最低保障年金制度」の創設を提案しています。そして年金制度改善に賛同する全国の自治体は、全体の45%を越える1,100の地方議会（05・10・14現在）にのぼり、政府に意見書を提出しています。以上の趣旨をご理解され、下記の請願項目にそった意見書を国に提出してください。

【請願事項】

全額国庫負担による「最低保障根課金制度」を創設し、高齢者が安心して暮らせるようにしてください。

※ 陳情文書表については、今期定例会は資料配付となっております。

議 長（傳田創司君） 以上朗読のとおり、所管の委員会に付託しますので報告いたします。

日程第6 発議第13号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出について

議 長（傳田創司君） 日程第6、発議第13号、道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者小野章一君より提案理由の説明を求めます。12番小野章一君。

(12番 小野章一君登壇)

12番(小野章一君) 発議第13号、道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出について提案理由を申し上げます。

賛同者は、倉澤長男議員、河合生博議員、林一彦議員、久保秀雄議員、私、小野の5名であります。代表してご説明申し上げます。

昨年、「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、道路特定財源の一般財源化を前提とした見直しが進められており、その一環として国民の意見を踏まえ、その必要性を具体的に精査し、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、今後の概ね10年間の具体的な道路整備の姿を示した「中期計画」の策定が進められている。

道路は、言うまでもなく、国民生活の向上、活力ある国土の形成、災害時における緊急輸送、救急医療など、すべての社会生活に不可欠で最も基本的な社会資本であり、本来目的税である道路特定財源制度は、その整備のために極めて大きな役割を果たしている。

町村においては、過疎化、少子高齢化が急速に進む中、人口の定住や地域社会の活性化を図り、さらなる発展を期すうえで、道路整備をなお一層必要としている地域は少なくない。よって、国は、次の事項について、積極的な措置を講じるよう強く要望する。

1. 中期的な道路整備「中期計画」の策定にあたっては、各町村の意見を尊重し、地域の実情を踏まえた事業を効率的かつ効果的に実施することができるような計画とすること。

2. 立ち遅れている地域の道路整備を促進するため、道路特定財源を一般財源化することなく、十分に確保し、地方への配分割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を関係行政庁に提出するものであります。

議員各位のご理解を賜り、可決していただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第13号について質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) この道路財源の一般財源化反対のことは、9月にもやったかと思うのですが、なぜまた同じような内容でしなければならないのか、その理由ですね。

それからもう一つは、今ガソリンとか軽油が値段が、たくさん上がっているんですけども、もし一般財源化することによって暫定税率が下がってですね、リッター25円くらい下がるんならば、車をたくさん持っている田舎の方がメリットがあるのではないかと思うのですがどうでしょうか。

議長(傳田創司君) 12番小野章一君。

(12番 小野章一君登壇)

12番(小野章一君) 9月議会で議員決議ということで提出しました。

実は昨年11月にも、町議会として意見書が可決され関係省庁に提出されております。

なおより一層の対外的な効果をねらうということに本年9月議会で決議の議決をしていただきました。そのような関係で、今回なぜまた提出するのかという質問ではありますが、それは群馬県町村議長会より、これらについて協議がされ、各町村においても、この道路特定財源の働きかけを関係省庁にしてほしいという中での一端であります。

皆さんもお分かりのとおり、地方においてはいろいろな整備に、特に道路整備において

は地方格差ということが言われており、みなかみ町においても一般国道17号線三国トンネルの開削や国道291号線の整備、また玉原道路の整備を早期にしてほしいというお願いであります。

これら目的税であります道路財源の予算を一般財源化されては困るという中で、配慮してほしいというお願いを強く申し上げていくことと思っております。

それと揮発油税の関係がありましたが、これは今日の上毛新聞にも出ておりましたけれども、やはりある程度、国の方も地方の意見を飲む中で、交付税の配分を多くするというようなことも図られるのではないかと思いますけれども、やはり公平性を欠く中においては、一点では車の保有台数にしてもやはり地方においては3台、また都市部においては1台というように言われております。

そういう意味からも、税の公平性からすれば応分の負担という面でやはり地方により一層目を向ける中で、いろいろな事故等がないような対処をされることが前提ではないかと思っております。

また道路整備は、皆さんが感ずるところ、無駄なものは当然省いてもらって結構ですけども、本来であれば目的税であるという限りにおいては、やはり他に一般財源化するということはそれなりの税金の取り方を考えていただく、これが余剰金が生まれたとすれば、それは本来であれば支払っている人たちに返していくというのが重量税等を安くするという基本的なことではないかと思っております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) あそこの、このみなかみ町ですね、望郷ラインありますけども、道路、トンネルありますけども、こちらはですね、道路財源では作っているわけじゃないんですよ。ですから、道路も必要な道路、重要な道路を整備しなくちゃならないっていうのは別に道路財源っていうふうに決めてなくてもですね、一般財源でやることはできるわけですから、その使い道をどうしてもこう決めるっていうことはですね、意味がないんじゃないかなと思います。

それから先ほど質疑っていうんですか、質問したんですけども、逆に暫定税率をですね引き下げて、今値段が高くて、ガソリンの値段が高くて困っている人たちがたくさんいますから、民間のですね、民間の財布から石油の値段、ガソリンの値段が上がって困っている、お金はすごく苦しんでいるんですけども、公共機関をですね、そこはその税率を引き下げるってことは、収入が減るわけですから大変かもしれないですけども、民間も今大変な思いをしているわけですから、この暫定税率を引き下げてですね、税収は減るかもしれないけれども、民間の我慢もあるんで、公共の方もちょっと我慢しようってことで、リッター25円下げられるってことはメリットではないかと思うんですけども、その点についてはどう思いますか。

議 長(傳田創司君) 12番小野章一君。

(12番 小野章一君登壇)

1 2 番(小野章一君) 先ほども申し上げましたけれども、余剰金があるとはいえ、まだ地方においては整備されていない面が多々あるかと思っておりますので、これが本来の道路財源、お金が余っているというよりは、やはり目を向けないところに目を向けていただきたいということがお願いであります。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第13号の質疑を終結いたします。
これより**発議第13号**について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) 道路特定財源の一般財源化反対に対する意見書が決議を含めると、今回で3回目になろうかと思えます。

国はすでに閣議決定をされて道路特定財源の見直しを求める具体策もそれぞれ発表されております。これについては無駄な大型公共工事つまり道路がここ何十年にわたって優先されて作られ続けてきている、そういう現象の中で、そろそろもう見直ししなくてはならないのではないかという国民的な世論もありまして、これを一般財源化にしようというそういう動きが強まってきたのは当然だと思います。

この閣議決定をしている自民党の幹部でさえ、あるいは自民党内部でもそれぞれ意見が今分かれているかと思えます。

毎日のようにいろいろな情報が流れておりますけれども、地方については全くそういうことを必要としないという考えではなかろうと私も考えます。

現実に地方交付税を増やす中で、地方の道路は、やはり最低限必要なものについては作っていかうという方向もありますから、敢えて一般財源化に反対するというこれはあまり正しくないのではないかと思います。

そういう点で考えまして、この一般財源化反対に対する意見書については反対せざるを得ません。以上です。

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。
16番鈴木勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

1 6 番(鈴木 勲君) 発議第13号、道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出について、賛成討論を行います。

道路は町民の日常生活や経済社会活動を支える最も基礎的な社会資本であります。

今後、21世紀において少子高齢化が進む中で、安全で活力ある郷土づくりを進めるために道路網を計画的に整備し、適切に維持することは極めて重要であります。

みなかみ町は、地理的・社会的条件から自動車交通への依存度が極めて高いですが、現況の道路整備水準は十分とは言えません。

特に三国トンネルを含む国道17号線の問題、また国道291号線の問題、また新たに今後建設されようとしている玉原道路の問題等についても、本町の発展と地域住民の生活向上に欠くことの出来ない重要なことであります。

道路特定財源については、一般財源化することなく、地方の道路整備が着実に進められるよう道路財源の拡充に努められることを国に強く要望し、賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に反対討論の発言を許します。
7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番（原澤良輝君） 発議第13号、「道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出について」に反対の立場から討論を行います。

道路特定財源については、国道と県道の舗装率が5%くらいしかなかった半世紀前に「整備が急務だ」という理由で「臨時措置法」としてスタートした制度であります。

現在舗装率は97%に達しており、日本の道路密度はヨーロッパ諸国の2倍以上になっており、道路整備を急ぐ緊急性は薄れてきております。

ガソリン税に含まれる暫定税率の25円上乗せ処置も来年3月で期限が切れるようになっております。この延長にも約7割が反対しており、廃止によるガソリンが安くなることを望んでおります。

毎年約6兆円にもものぼる道路特定財源を使い切るために、各地で不要不急の無駄な公共事業が行われてきました。見直しは時代の要求でもあり、「道路特定財源の見直し」が閣議決定をされました。

しかし、国の見直しは国土交通省の枠内で予算配分を変えて、大企業やゼネコン向けの都市再開発、都市改造などへの無駄な使い方も指摘をされております。

もちろん、利根郡のように山間地の生活道路の整備は必要なところはあります。

本当に必要な道路というのは一般財源でも建設ができます。

これは国が地方の格差をなくすかどうかという意味の問題、国の姿勢の問題ではないかと考えます。

過疎地を含めて住民の暮らしを守るために、均衡ある交通網の整備が必要であり、そのために道路偏重でもなく、鉄道やバスなども地域の公共交通機関を維持するような施策も必要だと考えます。

福田内閣は、過大な赤字の試算をして、財政への危機感をあおりながら、社会保障の削減と消費税増税が避けられないというキャンペーンを始めておりますが、格差の拡大で貧困を余儀なくされている住民の最後のよりどころにしている生活保護費さえも引き下げをねらっております。

道路特定財源は、巨大な既得権益みたいなかたちになっております。この姿勢は完全に住民を無視した逆立ちのような感じがしております。

今大切なことは国民に本当に必要な事業に優先順位をつけながら税金を使うことです。

道路特定財源を一般財源化して、福祉や子育て支援・生活密着型公共事業などに使い、地域住民の暮らしを守るべきではないかということを表示して、この意見書に対する反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

13番中村正君。

（13番 中村 正君登壇）

13番（中村 正君） 発議第13号、道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出に賛成の立場で討論を行います。

昨年11月の臨時議会でも述べさせていただきましたが、道路特定財源制度は昭和29年度より、ガソリンにかかる揮発油税が道路整備の特定財源とされたことに始まり、その後、自動車は急速に普及し、私たちの社会を支える重要な一部として組み込まれるとともに、道路整備の重要性はさらに高まりましたことは、周知のとおりであります。

昭和31年には、経路引取税を創設、さらに石油ガス税、自動車取得税、重量税等を昭

和46年までに創設し、今日ある幹線道路を築いてきたわけであります。

それでもなお、まだ地方においての道路は整備すべき地域が数多くありますし、一世帯当たりの自家用車保有台数は、一般的に都市部では1台を下回る地域がある中、町村においては3～4台の地域もあり、自動車の揮発油税を始め、取得税・重量税に多大なる貢献をしている地方の立場を、これを機会に国として十分ご理解いただきたいところであります。

また、臨時会での町長の挨拶の中でもありましたとおり、「道路整備に対する地方自治体の要望は年々増えるばかりであり、今日までの要望を実現するだけでも今後10年はかかるといわれております。特に、わが町にあっては、新三国トンネルの開削、国道291号線の視距改良、県道水上～片品線の拡幅改良、各町道の拡幅改良等が急務であり、特に藤原地区住民の利便性を図り、流域住民の安全・安心を守るためには、4ダムの危機管理対策が極めて大事であり、そのためには玉原道路建設は必要不可欠であります。」さらに「国の道路予算は100%道路特定財源で措置されておりますが、地方の道路予算は50%にも満たないのが実情であります。」と述べられております。

このような見地から、国は地方の実情をもっと深く認識していただくとともに、地方の道路整備を促進することによって、格差是正に努めぬくよう国に強く要望し賛成討論いたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第13号の討論を終結いたします。

発議第13号、道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって発議第13号、道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

**日程第7 報告第12号 みなかみ町立(仮称)新治小学校校舎新築工事の請負
変更契約締結にかかる専決処分報告について**
**報告第13号 みなかみ町立(仮称)新治小学校体育館棟新築工事の
請負変更契約締結にかかる専決処分報告について**

議 長(傳田創司君) 日程第7、報告第12号、みなかみ町立(仮称)新治小学校校舎新築工事の請負変更契約締結にかかる専決処分報告について、報告第13号、みなかみ町立(仮称)新治小学校体育館棟新築工事の請負変更契約締結にかかる専決処分報告について以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して報告の説明を求めます

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 報告第12号、報告第13号について一括してご説明申し上げます。

報告第12号、みなかみ町立(仮称)新治小学校新築工事の請負変更契約締結に伴う専決処分について、ご説明申し上げます。

平成18年第4回(9月)議会において可決をいただきました「みなかみ町立(仮称)新治小学校新築工事の請負契約」について、工事の進捗に伴い契約金額を変更して締結をする必要があり、議会により指定した、町長において専決処分が出来る事項に該当するので、専決処分したものであります。

次に報告第13号についてであります。

平成18年第7回(12月)議会において可決をいただきました「みなかみ町立(仮称)新治小学校体育館棟新築工事の請負契約」について、工事の進捗に伴い契約金額を変更して締結をする必要があり、議会により指定した、町長において専決処分が出来る事項に該当しますので専決処分をしたものであります。以上ご報告申し上げます。

議長(傳田創司君) 以上で報告第12号、みなかみ町立(仮称)新治小学校校舎新築工事の請負変更契約締結にかかる専決処分報告について、報告第13号、みなかみ町立(仮称)新治小学校体育館棟新築工事の請負変更契約締結にかかる専決処分報告についてを終わります。

日程第8 議案第74号 町営穴切土地改良事業計画変更について

議長(傳田創司君) 日程第8、議案第74号、町営穴切土地改良事業計画変更についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第74号についてご説明申し上げます。

本事業は基盤整備促進事業の「元気な地域づくり交付金事業」として、平成16年度の採択により事業計画を確定し事業を進めてまいりましたが、当初計画で法止工としてブロック積を計画していた箇所を現地精査したところ、環境に配慮した法面緑化工法に変更することとなり、その結果、工事費が減額となり、これが事業計画の変更要件に該当することから、議会の議決が必要となりましたので、提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第74号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
これより議案第74号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第74号の討論を終結いたします。

議案第74号、町営穴切土地改良事業計画変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、町営穴切土地改良事業計画変更については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号 上越新幹線上毛高原駅構内119K466m付近 沢入橋耐震補強工事委託契約締結について

議 長（傳田創司君） 日程第9、議案第75号、上越新幹線上毛高原駅構内119K466m付近沢入橋耐震補強工事委託契約締結についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第75号について、ご説明申し上げます。

近年、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震が頻発し、東海地震、南海地震等の大規模地震が指摘されている中で、二次的被害が大きいと想定される新幹線を跨ぐ橋梁について、国土交通省より、平成17年度から平成19年度までの3ヶ年において、耐震補強を重点的に実施する「橋梁の耐震補強3ヶ年プログラム」に基づいて実施するものであります。

本事業は、町道藪田20号線沢入橋、延長61.4mに対し橋脚補強1箇所及び落橋防止装置を6箇所設置する工事であります。

事業実施に当たり、鉄道施設内並びに列車安全確保等を考慮した結果、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社へ工事委託したいと考えております。

つきましては、高崎市栄町6番26号 東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社長・鎌田伸一郎と委託金5,245万1千円で委託契約を締結するに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第75号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第75号の質疑を終結いたします。

これより議案第75号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第75号の討論を終結いたします。
議案第75号、上越新幹線上毛高原駅構内119K466m付近沢入橋耐震補強工事委託契約締結についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第75号、上越新幹線上毛高原駅構内119K466m付近沢入橋耐震補強工事委託契約締結については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第76号 平成19年度みなかみ町新治地区スクールバス購入の 請負契約の締結について

議 長（傳田創司君） 日程第10、議案第76号、平成19年度みなかみ町新治地区スクールバス購入の請負契約の締結についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第76号について、ご説明申し上げます。
新治地区小学校の統合に伴い、平成20年度より新小学校として開校をすることになっており、現在スクールバスの運行について検討を重ねております。
スクールバスにつきましては、2台の購入をさせていただき、来年度の運行に支障をきたさないようにする必要があります。
つきましては、平成19年12月5日指名競争入札に付した、新治地区スクールバス購入について、請負契約を締結するため、議会の承認を求めるものであります。
よろしくご審議のうえ、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第76号について、質疑はありませんか。
8番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） 76号の締結についての議案が出されておりますけれども、契約金額は2,415万円、2千万円を超える価格ですが、入札の予定価格が事前に公表されていたのかどうか、それと指名業者が何名で入札の結果がどうだったのか、それを明らかにしていただきたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 学校教育課長石坂武君。
（学校教育課長 石坂 武君登壇）

学校教育課長（石坂 武君） 入札に関わる業者については、いすゞ自動車社と日野自動車の2社でございまして。当初、三菱自動車もということでありましたが、規定に対応する車がないということで、2社で入札をしております。金額については公表しておりません。

なお、入札については2回実施の中での落札ということでございます。
以上でございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) 予定価格は公表していないということで2社ですが、いずれについては価格はいくらなのか、お答えがなかったようでありますけれどもよろしくお願ひします。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。
(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 入札の金額について手元に資料がございませんけれども、消費税抜きで落札したのが2,300万円ということでありまして、金額についてはそれ以上ということでご理解を願ひたいと思います。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 今回、一般会計補正予算(第4号)でバスの購入費というのが878万円というのが計上されておりますが、これとの関係はどういうことでしょうか。当初予算が2,600万円だったのであるかどうかということ。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。
(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 800万円余のスクールカーについては、別途の予算で、別の車でございますので、今回の部分とは関係がございません。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 先ほど課長は予定価格は公表していないというのは、事前の話だと思うのですが、事後公表はすることに9月からなっているわけですよね。
事後公表で今回予定価格はいくらだったか、お答えいただきたい。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。
(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 前段の質問は、そのとおりでございます。事後についての予定価格は2,310万円でございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 2,310万円、ちょっとおかしいんじゃない?

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。
(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 消費税抜きです。

10番(高橋市郎君) 税抜き?税込みでちょっとお願ひします。

はい、税込みだと、2,425万5千円になるです。落札率が99.56%って非常にちょっといかなものかなという解釈が出来るんですけど、その点についてはどうですか。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。
(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 入札については、先ほど申し上げましたとおり、2回の落札というこ

とで、入札をしておりますので、1回目については落ちませんでした。

そういったことの中での落札でございますのでご理解願いたいと思います。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第76号の質疑を終結いたします。

これより**議案第76号**について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 議案第76号、平成19年度みなかみ町新治地区スクールバス購入の請負契約の締結について反対の討論を行います。

猿ヶ京小と須川小学校は、耐震基準をクリアしています。

学校建設してからまだ年数が経っていません。町で一番立派な校舎を廃校にして統合ということは誤りだと思います。無駄使いをすれば、財政は厳しくなります。

このような行政に伴うスクールバスの請負い契約には賛成できません。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

（2番 阿部賢一君登壇）

2番（阿部賢一君） 議案第76号、平成19年度みなかみ町新治地区スクールバス購入の請負契約の締結について賛成の立場で討論いたします。

本議案は、新治地区の小学校が統合することに伴いまして必要なスクールバスの購入であります。現在、ご案内のとおり、工事は順調に進捗しております。来年4月1日、予定どおりの開校を予定しております。現在各小学校において、8路線を検討し話し合いが進んでおります。児童生徒約234人を安心、そして安全に登下校させるためには、現在のバスの台数では物理的に不可能かと思えます。

今後、統合小学校が、順調に運営されていくためには必要なバスの購入であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に、反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 議案第76号に反対の立場で討論いたします。

新治地区のですね、小学校統廃合について、未だ住民アンケートなど、住民の意見を集約、聞くということを実施していません。

須川学区、猿ヶ京学区でその統廃合についての住民合意はまだ得ていません。

そのような中で、強引に既成事実をどんどん積み重ねてやっちゃうという、このような行政主導の姿勢については賛成できませんので、反対いたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

15番河合幸雄君。

（15番 河合幸雄君登壇）

15番（河合幸雄君） 議案第76号、平成19年度みなかみ町新治地区スクールバス購入の請負契約の締結について賛成の立場で討論をさせていただきます。

スクールバスの運行につきましては、教育委員会が町長よりスクールバスの運行について検討をするように諮問を受け、検討委員会を組織し、4回の検討委員会を経て、すでに答申が出されたと聞いております。

近々町当局において、通学距離の件、料金の徴収の件等についての結論が出ることになると思います。

検討委員会の会則の第1条にも記載されていますように、主旨として、みなかみ町内の幼児及び児童生徒の登降園、登下校の対応のためのスクールバス運行の現状を精査し、月夜野・水上・新治各地区における通園・通学の均衡のとれた環境を整えることをその主旨とするとなっており、欠かすことの出来ない手段であるとともに、主旨を履行するためにも、今回のスクールバスの購入については、ぜひ必要な事業と思います。

以上、申し述べさせていただき、賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ありませんので、これにて議案第76号の討論を終結いたします。

議案第76号、平成19年度みなかみ町新治地区スクールバス購入の請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第76号、平成19年度みなかみ町新治地区スクールバス購入の請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第77号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第11、議案第77号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第77号について、ご説明申し上げます。

「行財政改革行動指針」でお示しましたように、来年4月から導入する新組織に係る条例の一部改正であります。

新組織では、グループ制を導入し、課・支所を14から12へ削減するとともに、2室47係を1室27グループに統合いたしますが、その課の設置にかかる条例の改正であります。このグループ制の導入の目的は、自治体職員の専門能力を高めながらも、職員総数の純減に対応し得る協同体制を確立するものであります。地方分権時代に対応するため職員一人ひとりの資質を向上させ、連帯と協調を重視し、横断的な組織機構の運営に努めたいと考えております。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第77号について質疑はありませんか。

議 長（傳田創司君） 1番前田善成君。

1 番（前田善成君） 町づくりの基本計画の中だと、下水道の推進計画がかなり入っていると思うのですが、上下水道課を環境課と一緒にすると、そういうところで住民に対してのサービスが低下すると思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。
（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 上下水道課と環境課を統合すると、行政サービスが低下するのではないかということなのですが、環境と水というものは、やはり切っても切れない関係にあると思います。

さらに行財政改革を進めていくためには関連する課を統合して、整備していく必要があると思いますので、こういった形で統合させていただきたいということでございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
1番前田善成君。

1 番（前田善成君） 今、行政の法律の問題が出ているのですが、実際には環境課と統一という上下水道というのは逆に課ではなくて、反対としての意味で使われていますから、今のような話だと逆に効率の低下が考えられると思うのですけれども。

これから町の方としては、下水道などの整備が考えられているので、その辺について、本当に行政の方の効率が落ちないのかどうか、心配でならないのですけれども、その辺についてどうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。
（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 上水については、大きな市町では事業管理者を設定して管理しているというところも確かにございます。しかし、みなかみ町はご承知のとおり、行政改革指針で全職員を240人体制にしていくということになっておりますので、前田議員が指摘されるような行政サービスの低下につながらないような組織機構にして、運営していけるとご理解いただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 上下水道というのは、今、赤字と多額の起債を抱えています。これからも重要な業務と考えています。単独で残してどうかというものと、業務というので土木的なことでいえば、地域整備課の方が馴染むのではないかと考えるところなのですけれども、その点と、それから総務課から、財政部分を総合政策課に所管するようになっていきますけれども、本年度には財政部門を総務課に所管変えしたばかりなのですけれども、その間の経緯も聞かせて下さい。

議 長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。
（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 水道は地域に密接した事業ではないかということだということですが、それは確かにそういうことが言えると思うのです。

現在も水上、新治支所においては水道担当の職員を配置して、緊急事故等には支所から

職員が出動し修繕等に対応しております。

それからもう1点、財政係が総合政策課に今回変わることの過程ということですが、この4月にやはり機構改革を行いまして、財政課がなくなりました。それで総務課に財政係が配置されたわけですが、ご承知のとおり、総合政策課の中に企画調整係という係があります。そこにおいては、町の総合計画等の企画全般を扱っている係があるわけですが、それと予算を連動させた方が、より実現性のある計画が立てられるのではないかということで、今回総合政策課に財政係を配置するという計画になっております。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番(森下直君) 今の両課(上下水道課・環境課)を合併して、将来的に先ほども出ておりましたように、人員削減というふうなことが一番大きな根底にあるということで伺っているのですけれども、それは一つの指針でございますからやむを得ない部分なのですけれども、ただやはり町民に対してイメージ的に水道は非常に飲むものなり、下水とかそういうものについては非常に関心を持っている。

したがって名称がですね、生活環境課というような、そういうことだとちょっと馴染まないような感じがするから、その辺がちょっと抵抗を感じる部分があるのかなということは、一応建設と都市計画が合併したときにも地域整備課とか、そういう形でいくと、その辺もまだまだ浸透不足だという点もありますので、できれば生活環境課を一応、水道環境とか生活課とか、いろいろそういう形が密着したような名称に変えればですね、そういう意味がわかるのかなと感じますけれども、その辺ちょっといかがですか。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 名称の問題なのですが、やはり機構改革をしますと、新名称等が当然出てくるわけですが、やはりそれに馴染むには年数がかかると思うのですが、今回も名称が変わるかがございますが、またさらにグループ制にする予定になっております。

町民の方が最初はやはり戸惑うことが多いかと思うのですが、やはりこの間にこのグループはどういう仕事するのかといったことを町民の方に分かり易く説明するために、庁舎にボードを付けるとか、広報するとか、そういったことで対応していきたいと考えておりますので、町民の方が戸惑うことのないように広報を行っていきたく思いますので、よろしくお願いします。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

19番速水一浩君。

19番(速水一浩君) 240人体制でのグループ制導入というのは、私は必要だと思っております。ただ、県でグループ制を最近、知事が変わられてから部制に戻しております。

やはり一つ心配なのは職員の理解と多大な努力が必要ですし大事なことだと思っているのですけれども、その辺はどう理解をしてもらって、どう努力をしてもらうかという、その辺のお考えを一つと、グループ制導入によって、責任の所在というのがやはり不明瞭になるという指摘もあると思います。その辺の考え方をお聞かせいただければと思います。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) グループ制を導入すると、責任の所在が不明になるのではないかとこの点

と、やはり県がグループ制を廃止の方向で検討しているという話がございませう。

県が廃止するという一番の理由は責任の所在が不明確だということとですね、県民に分かり難いということで、何々グループ制はどういう仕事をしているのかということとで分かり難いということが原因と聞いております。

ですから、それらのグループの仕事をどういったことをしているのか、この仕事はこの係でやっていると、そういったことを広報することが必要になってくると思います。

それとグループ制を導入しますと、グループリーダーの資質というのですか、それが大変重要になってくると思います。今までの係よりもグループの方がやはり人数的にも多くなることとなりますので、やはりグループ全体をまとめていくためには、やはりグループリーダーの力量が問われるということになってくると思いますので、4月早々にはグループリーダーになった方に集まっていたいただいて、グループリーダーとしての責任の持ち方、仕事の進め方、そういった研修を十分に、そういった形で進めて行きたいと考えております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありますか。

1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 機構改革に際して、おそらくいろいろな意味で施策の評価というのを行っていると思うのですが、評価について、教えていただける範囲でお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 聞き取れなかったのですが、何の評価でしょうか。

1 番（前田善成君） 行政で、今いろいろと課をまとめたりとか、どうしてそういうふうにするかということデータを上げている部分があると思うのです。これがこういうふうになると効率が良いとか、そういうのがもしあれば、いま機構改革をしている基のデータがあればそれについてこういうことをやりましたというのがあれば、教えていただけますかという質問をしたわけですが、

総務課長（鬼頭春二君） この機構改革を進めるに当たって、現在職員が抱えている事業量を総て洗い出ししてまとめました。各課から検討委員を出していただきまして、職員で事業の中身を総て検討して、それらを基に機構を検討してこういう形に決まりました。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今、前田議員のご質問、効果の話、なぜやるかということですね。評価。だから、先ほど行政報告でも申し上げましたように、要するに現在340人体制を240人体制にするということですね。

それから大きなものは行財政改革によって、財政再建を図っていくと意味から、まず機構的にもこういうふうにしたいのだというのがねらいであります。

結局、今回の組織的な問題についても課があって、次長がいて、その下にグループリーダーいて、グループがあるという組織になるわけですね。

今までのことを見てきますと、わりあい縦割りの職員は仕事をしがちなのですが、そうなりますとやはり自分の持ち場の範囲というのは、自分の責任の範囲においてそれをやり遂げようとするから、自分自身でやり遂げようとするから、超過勤務が発生するわけですね。

だけれども、それをグループでやることによって、その仕事も速くできたり、また超過勤務ということもなくなっていくたりと、そういう体制も取れるということを考えているわけです。

この町については、本所があって、支所が2つある状況ですから、そういう中で極めて面積も広いし、職員との連携という問題がこれから特に重要視されることになってくると思います。

だからそういう時代にあった仕事をして行くに当たりまして、町民要望に応えられる体制を作っていくためには今までの組織よりも、この体制の方が良いだろうという一つの結論に達しまして、今回このような組織の機構改革をするということでもあります。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 先ほど上下水道課の話が出たのですけれども、一応、課を14を12にして、27グループということで、事務仕事を分けると聞きましたけれども、各事務を見ていくと上水道に関する仕事というのはどこでやるのかというのがはっきり出ていないので新しく部署を設けるのかどうかというふうにも考えていたのですけれども、どうもそうでもないようなので、実際に上水道に関する業務はどこの課に割り当てるのか教えていただきたいと思います。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 上水道については生活環境課で担当することになります。

今回は町長部局の事務しか記載してございません。教育委員会関係については教育委員会規則で、上水道関係については水道企業の中で決めていくということになります。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) 今の説明と合わせて聞きたいのですが、今までは上下水道課ってことでもって、一つの課になっていたわけで、今質問が出たからといって慌てて何か言い逃れしているような感じがしてしまったのですけれども、1から7の中に当然上水道が含まれて然るべきだったと思います。

それと同時に先程来、何人かの議員が仰っていますけれども、このことをすることによってですね、行政サービスが低下するのではないかとということも当然私も思います。

それでこれをするによって、今まで真剣に取り組んできた上下水道のいろんな業務について精通したそういった人たちが集まっている上下水道課、その意見がどうだったのかってこともちょっと分かりかねます。

具体的に出しますけれども、水上地区なんかについては、非常に漏水も激しいってことで、60~70%とかってことも言われておりますけれども、石綿感の使用等やあるいは配管が昔の13ミリのままで裸のままで埋められていて、ちょっと工事すると、そこが破裂して漏水すると、そういった現象なんかも頻繁に起きているわけなので、そういう特殊な事情もあり、また同時に下水道の事業についても、水上地区については一番遅れている箇所でもあります。そういう点も考えたときに、上下水道課が一つの課として、今後とも引き続き住民の生活に一番密着している水の問題について真剣に取り組んでいく体制というものが必要ではないかと思うので、その辺の考えもお聞きしたい思います。

よろしく申し上げます。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 今回の規定に上水道関係が入っていないじゃないかというご指摘ですけれども、それについては合併当初から町長部局については課の設置条例で規定をしてございます。

教育委員会については教育委員会規則で規定しております。

さらに水道については水道の中で規定してございます。それは今回、特に変えたとかそういう問題ではありません。今までの流れの中でこういった感じできております。

法的にも何ら問題ないということになっております。

それと住民サービスが低下するのではないかということが言われておりますが、そういったことがないようにですね、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 先ほどの質問の中で言った点が全部回答されてないのですけども。

上下水道課の専門職の人たちの意見を聞いたかどうかということもお聞きしたのですが。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） 上下水道課の専門職の意見が通らないだろうという、こういうことですか。

生活環境課の中に課長がいて、次長がいて、下にグループリーダーがいますよね。そこに当然下水関係、水道関係のちゃんとしたグループリーダーが出るわけですから、ちゃんとした責任体制でやっていくこととなります。

今、穂苺議員が言われますように、言われるようでしたら、組織の改革なんて出来ませんよね。今の職員を340人体制から240人体制にして、その240人体制の中で、いかにして行政サービスをしていくのか、今の現状のサービス維持をしていこうかと考えるときにこういう制度が考えられるということで、我々は検討してきたわけであります。

要するにこれをやったから、こういうふうに機構を変えたから、今問題のある水道とか下水についてないがしろになるだろうという一つの話ですけれども、そういうことは絶対あってはならないわけです。ちゃんとサービスに応じていきますのでご理解いただきたいと思えます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 現場の声を聞いたのかってことをお聞きしたわけなので、というのも4月に組織改革して発表されて僅か一年足らずでまたこういうふうに出てくるというのは何か思いつきでもってしているのかなと。

もう少し一番最初の段階でそういう改革をするときに一定の方向をきちんと総合的に現場の声も十分聞いた上でやるべきではなかったんかという気もしないではないんで、敢えて現場の声はどうだったんかということをお聞きしたわけです。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 先ほどもお話ししたのですが、行財政改革をまとめるに当たりまして、各

課から検討委員を選出していただきまして、各課の委員で議論をしておりますので、各課の課題等については、当然その中で議論されております。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第77号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第77号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。10時55分より再開いたします。
（10時45分 休憩）

（10時55分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 議案第78号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第79号 みなかみ町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第12、議案第78号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第79号、みなかみ町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第78号、議案第79号について一括してご説明申し上げます。

まず議案第78号についてであります。

まず、人事院勧告に基づきます改正で、改正のポイントは3点ございます。

一つ目は、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の上引きであり、二つ目は、子等にかかる扶養手当の上引き、三つ目が期末手当0.05ヶ月の上引きでございます。

それから、育児短時間勤務制度にかかる改正であります。

実施時期は、本年は改革元年として、各種削減にご協力をいただいておりますので手当

の遡及はせずに、平成20年1月1日からの適応とするものです。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

次に議案第79号についてご説明申し上げます。

行財政改革を進める中、様々な歳出において削減を行ってまいりましたが、特に人件費においては、勸奨退職に応じてくれた多くの職員のおかげで、大幅な費用縮減を達成することができました。ご協力いただきました皆さんに心から感謝をいたしているところでございます。

そこで平成18年3月に制定した、職員給与の期末手当0.4ヶ月分をカットする給与特例条例を1年前倒しして、廃止するものであります。

ご協力いただきました職員の皆さん方には大変ご協力いただいたわけではありますが、重ねて感謝を申し上げます。以上が内容であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第78号、議案第79号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第78号、議案第79号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第78号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第79号、みなかみ町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって議案第78号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第79号、みなかみ町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第80号 みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第13、議案第80号、みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第80号についてご説明申し上げます。

人事院は、特別給について0.05ヶ月分の引き上げをする平成19年度の勧告を行ったので、それに伴い、町議会議員の期末手当について同様の引き上げを行う条例の一部改正でございます。

実施時期は、本年度分の手当には遡及せず、平成20年度からの適応となるものでございます。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。議案第80号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第80号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第80号、みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号、みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第81号 みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第14、議案第81号、みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第81号についてご説明申し上げます。

人事院は、特別給について0.05ヶ月分の引き上げをする平成19年度の勧告を行ったので、それに伴い、町長、副町長の期末手当について同様の引き上げを行う条例の一部改正であります。

実施時期は、本年度分の手当には遡及せず、平成20年度からの適応となるものであります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第81号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第81号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第81号、みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号、みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第82号 みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議案第83号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第84号 みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第15、議案第82号、みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてから、議案第84号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてまでは関連する議題でありますので、以上3件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 3議案、一括してご説明申し上げます。

まず**議案第82号**についてご説明申し上げます。

職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として、職員が自発的に大学等課程の履修や国際貢献活動のために、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことを認める休業制度の創設に伴います条例の制定であります。

すでに法律が、本年8月1日に施行されております。期間は2年から3年。

休業期間中は、給与は非支給（無給）であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

次に**議案第83号**についてご説明申し上げます。

「地方公務員の育児休業に関する法律」いわゆる「地方育休法」の一部改正に伴います条例の改正であります。

内容としましては、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことができるよう、常勤職員のまま育児のための短時間勤務を認める制度の導入であります。

なお法律は8月1日に施行されております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

最後に**議案第84号**についてご説明申し上げます。

議案83号の「育児休業等に関する条例」の改正に伴いまして、勤務時間、休暇等についての改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第82号から、議案第84号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第82号から、議案第84号までの質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第82号、みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてから、議案第84号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって議案第82号、みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてから、議案第84号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてまでは委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第85号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第16、議案第85号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第85号についてご説明申し上げます。

国会議員の選挙等の施行経費については、地方自治法等の規定により、国が負担することとされておりますが、その負担経費の基準を示している『国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律』が改正されたことに伴い、これに準ずるかたちで、選挙長等の選挙関連の報酬の額を改正する条例であります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。議案第85号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第85号についての質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第85号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第86号 みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

議案第87号 みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定について

議 長（傳田創司君） 日程第17、議案第86号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、議案第87号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 2議案、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第86号についてであります。

国の医療制度改革によりまして、平成20年4月から、現行の老人保健制度に変わり、後期高齢者医療制度が開始されます。

これにより、「高齢者の医療の確保に関する法律」に定める市町村特別会計の設置が義務付けられるため、新たに「みなかみ町後期高齢者医療特別会計」を設置するものであります。

なお、現行の「みなかみ町老人保健特別会計」につきましては、老人保健制度の会計処

理が終了するまでの間、継続して設置することになります。

議案第87号について、ご説明申し上げます。

平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度については、都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が主体となって運営いたしますが、各市町村においては、保険料の徴収業務や各種申請受付などの、地域住民に密着した窓口業務を担当することになっております。

また、保険料の普通徴収に係る納期の設定も各市町村が定めることになっており、これらの町で行う事務の内容を定める条例の制定であります。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

議案第86号、議案第87号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第86号、議案第87号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第86号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、議案第87号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、議案第87号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議案第88号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第18、議案第88号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第88号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町水道事業会計は施設が多く、施設整備に多額な投資が必要であり、料金収入のみでは資金不足であり、一般会計からの繰り入れも大変厳しく、多額な累積赤字を抱えております。

このような現状を踏まえ安定した経営を図るため、昨年、水道料金審議会を設置し、審

議会の答申を受け、旧水上町区域の水道料金を平成20年4月分として徴収する料金から1トン当たり75円から95円に改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第88号について質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） これについては、すでに4月の段階で水上地区については値上がりが見られてきているわけでありましてけれども、20円、今回値上がりすることによって、どのくらいの税収が図られるのかどうか、料金の増加が図られるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それについては、団体、所謂企業と個人を分けてお答え願いたいと思います。

議長（傳田創司君） 上下水道課長鈴木初夫君。

（上下水道課長 鈴木初夫君登壇）

上下水道課長（鈴木初夫君） ただ今の穂苅議員からのご質問であります。20円値上げすることによって、どのくらいの料金収入がされるかということのご質問と思いますが、概ね水上地域の簡水・上水合わせまして、1千万円程度のなるかと思っております。

但し値上げすることによって大きな旅館等においては節水対策等も行っておりますので、今、決定的な話ではないのですけれども、大まかに概算を計算してみますとそのくらいの金額になるかと思っております。合計で1千万円です。内訳については分かりません。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第88号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第88号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第19 議案第89号 みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第90号 みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第19、議案第89号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について、議案第90号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例については関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第89号、議案第90号、2議案一括してご説明申し上げます。
議案第89号についてであります。

新治地区小学校の統合に伴い、平成20年度より新小学校として開校することになっております。現在の猿ヶ京小学校・須川小学校・新巻小学校を廃し、新たに新治小学校を加えるものであります。

次に議案第90号について、ご説明申し上げます。

新治地区小学校の統合に伴い、平成20年度より新小学校として開校をすることになっておりますので、学校給食の共同調理等をする対象校について、現在の猿ヶ京小学校・須川小学校・新巻小学校となっておりますが、その部分の記載項目を廃し、新たに新治小学校を加えるものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議のうえ、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第89号、議案第90号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第89号、議案第90号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第89号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について、議案第90号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について、議案第90号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第91号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更について

議長(傳田創司君) 日程第20、議案第91号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第91号についてご説明申し上げます。

特別養護老人ホームの建設事業に対しまして、従来、広域組合は予算の範囲内で補助金を交付しておりましたが、これまでに予定した整備計画が完了しましたので、組合の規約から当該共同処理事務を削るものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第91号について質疑はありますか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 今の町長のご説明の中で、特別養護老人ホームということを言われましたけれども、この地域において、もはや特別養護老人ホームの建設等については必要ないという、広域ですからそういうことですよ。そういうことから、今のよう説明になったのでしょうか。もう一度お聞きしたいと思いますけれども。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 必要ないというのではなくて、今そういう議題が出ておりませんので、規約から削るということであります。また、こういう事態になれば、また広域圏で考えていくことになるかと思えます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第91号の質疑を終結いたします。

これより議案第91号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

ありませんので、これにて議案第91号の討論を終結いたします。

議案第91号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の両方の声あり)

議長(傳田創司君) 異議がありましたので、議案第91号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第91号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更については原案のとおり可決されました。

- 日程第21 議案第92号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について**
- 議案第93号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について**
- 議案第94号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第3号）について**
- 議案第95号 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について**
- 議案第96号 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について**
- 議案第97号 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について**
- 議案第98号 平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について**

議長（傳田創司君） 日程第21、議案第92号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第98号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは関連する議題でありますので、以上7件を一括議題といたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第92号から98号まで、一括して説明させていただきます。

最初に**議案第92号、一般会計**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,076万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億9,850万3千円とするものであります。

歳入補正の主な内訳は、地方交付税5,378万4千円の増額は普通交付税2,213万1千円と特別交付税3,165万3千円の増額であります。

国庫支出金1,612万3千円の減額は、地方道路整備臨時交付金と障害者自立支援対策臨時特例国交付金等の減額によるものであります。

県支出金563万6千円の減額は、中山間地域総合整備事業補助金等の減額によるものであります。

繰入金1,212万3千円の増額は、教育環境整備基金繰入金であります。

町債880万円の減額は、橋梁耐震補強事業と学校施設整備事業に係る合併特例債の減額であります。

歳出の主なものは、1款議会費387万円の減額は、議員歳費の引き下げに伴う報酬や手当の更正減であります。

2款総務費では、本庁舎改造事業に係る継続費を設定させて頂きました。

平成20年度に予定している工事と合わせて、一括して発注することにより、諸経費の節減と工期の短縮を図り、住民サービスや日常業務に支障を来さないよう努めたいと考えております。なお、財源は合併特例債を予定しており、年割額等については第2表の継続費に計上しております。

その他の総務費では、財政管理費で基金利子積立金111万7千円の増額、徴税费で評価替固定資産客体調査業務委託料381万8千円増額と法人税等還付金3千万円の減額、選挙費で農業委員会選挙230万円と群馬県知事選挙227万8千円の減額であります。

3款民生費は、老人福祉費で利根沼田広域老人ホーム管理費負担金224万6千円の増額、障害福祉費で諸事業の実績見込みに伴う164万9千円の減額であります。

4款衛生費は、保健衛生費で検診委託料498万4千円の減額と利根沼田火葬場斎場費負担金108万9千円の増額であります。

6款農林水産業費では、農業費の農地費で恋越公園の国県補助金の返還金393万9千円を計上いたしました。これは、町が今後の恋越公園の利用計画を策定し、地元恋越区との協議を経て、群馬県へ提出しましたところ、県もこの計画に責任をもって対応する回答を示してくれましたので、予算計上に踏み切ったものです。

また、この他では、小規模土地改良事業等諸事業の実績見込みを精査し、全体では52万円を減額補正しております。

8款土木費では、道路橋梁費でJR関連の橋梁耐震補強に係る委託料1,020万円を減額補正し、都市計画費で旧衛生センター跡地土壌調査委託料及び水上駅レールパーク&スパ構想立ち上げ委託料として760万円を増額補正するものであります。

それぞれ基本的な調査を実施し、中心市街地の形成や観光振興など夢のある町づくりに必要な構想を策定して参りたいと考えています。また公園費では矢瀬公園の借地の一部を取得するために、財産購入費1,405万9千円を増額補正しております。

9款消防費は、利根沼田広域消防負担金240万5千円の増額と新治地区防災無線操作卓の老朽化に伴う改修費950万円の増額であります。

10款教育費では、教育総務費で老朽化が著しいスクールカー3台の購入費として857万8千円を増額補正するとともに、行政報告で申しあげました学校施設の整備計画に基づき、桃野小学校屋内運動場設計業務委託料等を増額補正するものであります。

また、体育館暖房用燃料の高騰により、小学校費で141万4千円、中学校費で132万2千円をそれぞれ増額補正しております。

12款公債費では、今年度は7%以上の高金利地方債につき、補償金を支払わずに繰上償還できることになったため、1,587万1千円を増額補正し、後年度の公債費負担の軽減を図るものであります。

次に**議案第93号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,565万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億3,942万9千円とするものであります。歳入補正は、療養給付費交付金6,810万6千円と、繰越金754万4千円を増額しております。

歳出補正では、2款保険給付費476万円の増額補正は、葬祭費の増加見込分であります。3款老人保健拠出金7,418万6千円の増額補正及び4款介護納付金1,397万3千円の減額補正は、社会保険診療報酬支払基金への年間拠出額が決定されたことによるものであります。9款諸支出金1,067万7千円の増額補正は、過年度分普通調整交付

金の返還金であります。

次に**議案第94号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ93万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億2,070万5千円とするものであります。歳入補正は、一般会計繰入金の事務費繰入金93万8千円の増額であります。歳出補正は、総務費93万8千円の増額補正ですが、平成20年4月から始まる、後期高齢者医療制度の該当者約3,200世帯へ保険証を郵送するための事務費用であります。

次に**議案第95号**について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億4,155万8千円とするものであります。主な歳入補正は、施設サービス等における国と県の負担率が変わったため、国庫支出金が4,188万4千円の減額、県支出金が4,217万8千円の増額であります。

歳出補正は、保険給付費で支出項目を更正している外、3款地域支援事業費で55万4千円を増額補正しております。

主なものは、介護予防事業で特定高齢者対象者の増加に伴う生活機能評価委託費の増額と、包括的支援事業費の総合相談支援事業37万円の増額であります。地域の機関と人で支える仕組みの高齢者支援ネットワーク組織化に際し、高齢者支援に必要な印刷製本費を計上しております。

次に**議案第96号**について、ご説明申し上げます。

既定の予算に歳入歳出それぞれ3,801万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億184万5千円とするものであります。

歳出補正では、3款公債費において、一般会計と同様に高金利の地方債に対する繰上償還金3,821万円を計上しております。この繰上償還の許可にあたっては、実質公債費比率や経常収支比率及び財政力指数等が基準となりますが、一部の基準について合併市町村へ優遇措置があり、経営健全化の観点から繰上償還を実施するものであります。

歳入につきまして、国庫補助金は、東部簡易水道水源変更工事に関わる減額で、当初は導水管、配水管延長による係数で算出しましたが、配水管延長が認められないために減額するものであります。10款町債の4,411万円は、繰上償還に伴う借換債と国庫補助金の減額に対応するための増額であります。

次に**議案第97号**について、ご説明申し上げます。既定の予算に、歳入歳出それぞれ6億8,677万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,464万円とするものであります。歳出補正では、12款下水道事業費1項公共下水道費1目建設事業費530万円の増額は、第4処理分区青葉台団地の開発に係る建設費であります。

2款5項汚水処理施設整備費259万2千円の増額は、合併浄化槽設置整備補助金の増額であります。3款公債費6億7,760万4千円の増額は、議案第96号と同様の理由による繰上償還金であります。

歳入補正の主なものは、8款雑入435万9千円の増額は、消費税還付金であります。

9款町債6億8,190万円の増額は、繰上償還に伴う借換債であります。

次に**議案第98号**について、ご説明申し上げます。

既定の予算に収益的収支では、支出を150万9千円増額し、支出総額を3億167万5千円に、また、資本的収支では、支出を2億923万8千円増額し、支出総額を3億3,

647万3千円に、収入を2億837万2千円増額し、総額を2億5,317万1千円とするものであります。

収益的支出の主なものを申し上げますと、大穴簡易水道ろ過材交換による修繕費等の増額であります。資本的支出の主なものは、穴切地区農道整備支障管移設工事の精査による62万8千円の減額と、議案第96号と同様の理由による繰上償還金2億986万6千円の増額補正であります。

資本的収入では、企業債の繰り上げ償還に伴う借換債の2億900万円の増額と穴切地区農道整備支障管移設工事負担金の精査による62万8千円の減額であります。

以上が各議案の概要であります。よろしくご審議の上、ご決議下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑は簡明に願いますようご協力下さい。

まず、議案第92号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 一般会計補正予算で矢瀬親水公園の用地購入の1,400万円計上されておりますが、この土地を購入するのに補正予算で対応するメリットは何かということをお伺いします。

議長(傳田創司君) 地域整備課長若桑一雄君。
(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長(若桑一雄君) 矢瀬親水公園におきましては、5筆が借地で、そのうちの1筆が所有権者の申し出によって買い取ってもらいたいということがございます。

場所は矢瀬橋右岸の橋台付近の土地でありまして、面積は1,100㎡程度であります。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第92号の質疑を終結いたします。
次に議案第93号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第93号の質疑を終結いたします。
次に議案第94号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)について質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第94号の質疑を終結いたします。
次に議案第95号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第95号の質疑を終結いたします。
次に議案第96号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第96号の質疑を終結いたします。
次に議案第97号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第97号の質疑を終結いたします。
次に議案第98号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第98号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第92号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第98号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第98号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22 議案第99号 指定管理者の指定について（農産物直売所・百姓茶屋）

議案第102号 指定管理者の指定について（駐車場・大穴）

議案第103号 指定管理者の指定について（猿ヶ京温泉屋内運動場）

議案第104号 指定管理者の指定について（湯宿温泉屋内運動場）

議案第105号 指定管理者の指定について（永井宿郷土館）

議 長（傳田創司君） 日程第22、議案第99号、指定管理者の指定について（農産物直売所・百姓茶屋）、議案第102号、指定管理者の指定について（駐車場・大穴）から、議案第105号、指定管理者の指定について（永井宿郷土館）まで、以上5件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第99号及び102号から105号について、5議案、一括して提案

理由の説明を申し上げます。

まず**議案第99号**、みなかみ町農産物直売所百姓茶屋は、入須川地域の活性化を目的に設置したもので、指定管理者選定の特例により地元入須川活性化委員会を指定し、その指定期間を平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年とします。

指定管理料は直売所と併設する公衆トイレの電気等の維持費です。

なお、地元委員会は適切な管理をしております。

次に**議案第102号**は、大穴地区の観光客用駐車場に併設されている公衆トイレの管理について、大穴区を引き続き指定管理者に指定するものであります。

指定管理料は、年額34万円となっておりますが、今年度まで、一般会計で支出していた電気、水道料等を指定管理料としたものです。

続いて**議案第103号**、猿ヶ京温泉屋内運動場は、体育の振興と交流の進展を目的に、テニスコートが整備されており、地域の住民及び学生の合宿などに利用されております。

この施設についても引き続き、猿ヶ京温泉民宿組合に年額24万円で、指定管理者に指定するものであります。

次に**議案第104号**、湯宿温泉屋内運動場は、地域のゲートボール愛好者や湯宿温泉の宿泊者が地域住民と親善試合などに活用されている施設であります。引き続きゲートボール協会新治分会に現指定管理料より2万円減額の年額10万円で指定管理者に指定するものであります。

最後に**議案第105号**、永井宿郷土館につきましては、資料展示室と休憩所が併設されており、休憩所につきましては永井区民の集会所としても利用されております。

維持管理費の一部についても永井区が負担しており、永井区が利用していた古い集会所跡地に、三国街道に係わる貴重な資料の保存展示室を兼ね備えた、新たな郷土館として建設した経緯等から、引き続き永井区に管理委託をしたいと考えております。

議案102号から105号の指定期間はいずれも平成20年4月1日から3年間です。以上が概要であります。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず議案第99号、指定管理者の指定（農産物直売所・百姓茶屋）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第99号の質疑を終結いたします。

次に議案第102号、指定管理者の指定（駐車場・大穴）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第102号の質疑を終結いたします。

次に議案第103号、指定管理者の指定（猿ヶ京温泉屋内運動場）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第103号の質疑を終結いたします。

次に議案第104号指定管理者の指定（湯宿温泉屋内運動場）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第104号の質疑を終結いたします。
次に議案第105号、指定管理者の指定（永井宿郷土館）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第105号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第99号、指定管理者の指定について（農産物直売所・百姓茶屋）、議案第102号、指定管理者の指定について（駐車場・大穴）から、議案第105号、指定管理者の指定について（永井宿郷土館）までは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号、指定管理者の指定について（農産物直売所・百姓茶屋）、議案第102号、指定管理者の指定について（駐車場・大穴）から、議案第105号、指定管理者の指定について（永井宿郷土館）までは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23 議案第100号 指定管理者の指定について（特用林産物加工施設） 議案第101号 指定管理者の指定について （月夜野農村環境改善センター）

議長（傳田創司君） 日程第23、議案第100号、指定管理者の指定について（特用林産物加工施設）、議案第101号、指定管理者の指定について（月夜野農村環境改善センター）、以上2件を一括議題といたします。

ここで地方自治法第117条に規定により、3番林一彦君、23番傳田創司の退場を求めます。

副議長と交代いたします。

（3番林一彦君、23番傳田創司君が除斥、議長除斥により副議長と交代）

副議長（本多秀律君） 事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

副議長（本多秀律君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第100号、議案第101号、2議案一括してご説明いたします。

まず第100号、みなかみ町特用林産物加工施設は、藤原地域の山菜等の漬け物加工を

行い、地域の活性化を目的に設置したものであります。商工会で管理し地域の方が利用しております。町では管理費を支出しておりませんが、施設管理は適切に行われておりますので、平成20年4月1日より3年間の指定を行います。

次に第101号、月夜野農村環境改善センターについてですが、センターの一部を現在みなかみ町商工会が事務所として使用しており、管理運営は効率的であるので、指定管理者選定の特例により、みなかみ町商工会を指定し、その指定期間は平成20年4月1日から3年間とするものであります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

副議長（本多秀律君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず議案第100号、指定管理者の指定（特用林産物加工施設）について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

副議長（本多秀律君） ありませんので、これにて議案第100号の質疑を終結いたします。

次に議案第101号、指定管理者の指定（月夜野農村環境改善センター）について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

副議長（本多秀律君） ありませんので、これにて議案第101号の質疑を終結いたします。

委員会付託

副議長（本多秀律君） お諮りいたします。

議案第100号、指定管理者の指定について（特用林産物加工施設）、議案第101号、指定管理者の指定について（月夜野農村環境改善センター）は、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（本多秀律君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号、指定管理者の指定について（特用林産物加工施設）、議案第101号、指定管理者の指定について（月夜野農村環境改善センター）は、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

3番林一彦君、23番傳田創司君の除斥を解きます。

議長と交代いたします。

（ 3番林一彦君、23番傳田創司君が入場着席、除斥解除により副議長と議長交代 ）

議長（傳田創司君） この際休憩いたします。13時00分より再開いたします。

（12時00分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第24 一般質問

通告順序第1 3番 林 一彦 1. 福祉行政の取り組みについて 2. 緊急地震通報における本町の取り組みについて

議長（傳田創司君） 日程第24、一般質問を行います。

ご承知のとおり、一般質問は答弁を含めて、一人持ち時間40分であります。

質問者は許可を得た通告内容の範囲にて質問されますようご協力をお願い申し上げます。

また、関連した事柄の答弁については求めないようご協力お願い申し上げます。

当局も質問に対して、答弁は明瞭簡略に努められますようご協力お願い申し上げます。

以上、時間制限の有効利用のため、お願いとご協力を申し上げ、ただ今から一般質問に入ります。

一般質問については、8名の議員より通告がありました。

本日は、8名のうち3名の質問を順次、許可いたします。

まず、3番林一彦君の質問を許可いたします。

（3番 林 一彦君登壇）

3 番（林 一彦君） 議長より許可を頂きましたので通告に従いまして、一般質問を致します。

質問は、みなかみ町の福祉行政の取り組みについて、緊急地震速報の対応についての2点であります。

まず一点目です。大澤正明県知事誕生から早4ヶ月が経ちました。

8月臨時県議会での知事就任あいさつや定例記者会見の中で、「医療と福祉」に関しまして、『子供の医療費の無料化については、15歳までを目標に市町村と協議しながら段階的に進めるとともに、保育の充実を図るほか、総合的な少子化対策として、「いきいき子育てサポートプラン」を立ち上げるなど、子育て支援の充実を努める。福祉施策については、障害者自立支援法の県単独措置の継続をする。これらについては市町村と協調してやっていく。』と述べられております。

また、町民が現在一番関心のあるインフルエンザ予防接種の他町村との料金格差など、福祉行政に対する町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

2点目は、みなかみ町の緊急地震速報の対応についてであります。

ここ近年、日本各地で大きな自然災害が起り、甚大な被害が報告されております。

それに対して、各自治体でも「安全・安心のまちづくり」を重要政策に位置づけてきております。

そこで地震の発生を検知して、大きな揺れが始まる寸前に緊急速報を届ける「緊急地震速報」という気象庁のサービスが10月1日より一般向けに提供されております。

これは地震が起きて最初に伝わる揺れの弱いP波（初期微動）を気象庁の地震計が観測すると即座に緊急地震速報を流し、揺れの強いS波（主要動）が到来する数秒から数十秒前に警戒を促す仕組みであります。この「一般向け緊急地震速報」が自動的に町の防災行政無線につながり、緊急告知できるようにして頂きたい。

そして、またこの速報に対する訓練を全町をあげて、学校や工場・旅館・飲食店などで行き、地震発生時の被害を最小限にしていく、こういうことが「安全・安心のまちづくり」

に繋がっていくと考えますが、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 林一彦議員のご質問にお答えいたします。

現在、群馬県では子育て支援策の一つとして、医療費無料化の補助制度を行っておりますが、その内容は通院が3歳未満、入院は5歳未満を対象としておりまして、医療費自己負担の2分の1を県が、残り2分の1は市町村が負担しております。

そこで今、林議員が言われましたように、大沢知事は、この夏の知事選挙において、中学校卒業時までの医療費無料化を公約されております。

そういう中で早速、平成20年度から、入院は無料化し、通院は段階的に実現すると発表されました。この決断は、子育てをしている皆さんの精神的・経済的負担の軽減に繋がっており、大変に喜ばれ期待されているところであります。

みなかみ町では、県の公表を受けまして、平成20年度からは入院を現行の13歳未満から中学校卒業まで医療費を無料化します。また通院は、既に13歳未満まで無料化としておりますので、現状の施策を継続していきたいと思っております。

なお、利根沼田の状況ですが、入院は全市町村とも県制度に合わせて、中学校卒業まで無料化し、通院は小学校卒業までの無料が沼田市・片品村・川場村であります。昭和村は中学校卒業まで無料化すると聞いております。

県の補助枠の拡大によりまして、町の負担を試算してみますと、医療保険制度の負担割合の変更や県の補助対象範囲の拡大によりまして、平成19年度予算と比較しますと、約1,300万円の一般財源が浮くこととなります。このことは知事の公約実現によって、約1,300万円の一般財源を他の福祉施策に回すことができるわけでありまして、大変に感謝しているところであります。

そこで、平成19年度末の補正予算と20年度当初予算で、この財源を活用しまして、ただ今、林議員が言われましたような提案をされております事項について実現できたらと考えております。

まず、「妊婦健診の公費負担拡大」であります。

妊娠期間中に必要とされます健診は、14~15回が望ましいとされておりますけれども、現在、町の補助は2回でありまして、県平均は2.3回で、全国平均2.8回を下回っている現状にあります。

また、全国的には未受診の増加によって、病院のたらい回し等も社会問題となっております。こうしたことから、5回程度の公費負担による妊婦健診を実施し、母子の健康保持と少子化対策等に努めてまいりたいとこのように考えております。

現在の試算でありますけれども、健診料32,000円ありますので、150人くらいを目標にしますと、480万円の予算がかかるということになります。

次に、前々から言われております、「障害児の送迎事業」であります。

現在、本町から県立榛名養護学校沼田分校へ、11人の子供達が通学しております。

毎日の通学は保護者の送迎であり、保護者並びに家族の大きな負担となっております。

仕事をしたいが、送迎の関係で雇ってくださるところがないとか、また病気や用事で送迎ができない時は、学校を休ませなければならないとか、保護者の健康状態から、送迎が困難である等、様々な理由から子供達の希望や親達の願いが叶えられていない状況にありま

す。このため町では、学校に対して、送迎バスの運行を要請してきておりますけれども、実現できていないのが現状であります。

そこで、教育委員会と福祉施策で連携しまして、「障害児送迎事業」ができないか検討しているところであります。この関係には、バスが2台必要になり、500万円ほどかかると思います。そしてまた、運転手の人件費等、燃料費等も必要になるわけでありまして、スタートする初年度におきましては、合計で840万円ほどかかるのではと試算をしているところであります。

さらに「麻(ま)しん予防接種の対象者拡大」であります。これまで、麻しん患者数は減少傾向にありましたが、本年10代及び20代を中心とした年齢層で流行し、多くの学校が休校措置を行う等、社会的な混乱を来いたしました。

かつては子供の内に、はしかに感染し、自然に免疫をつけることが通常でしたが、予防接種率の上昇等で自然に感染する人は少なくなってきました。

しかし、10～20代の人達の中には、予防接種を受けていない人がおり、また一度の接種では十分な免疫がつかない人もいることから、今回のような人達を中心に流行したと考えられます。こうしたことから、国は「麻しん排除計画」を策定し、中学1年生及び高校3年生相当の年齢の者に対し、5年間にわたり予防接種を実施するように、各都道府県及び市町村に積極的な取り組みを求めています。

本町では平成18年度より、1歳及び5歳の幼児に予防接種を行っておりますが、20年度からは中学1年生及び高校3年生も対象にしたいと考えております。

対象者は500人ほど想定されます。一人9千円かかるということを知っておりますので、予算的には450万円ほど必要になってまいります。

次に、「インフルエンザの予防接種」についてであります。みなかみ町では平成18年度より、自己負担2千円をお願いして行っております。

これは沼田利根医師会と4千円で契約しておりまして、その半分を町の補助、半分を自己負担をお願いしております。しかしながら、利根沼田地域の市町村は自己負担を1千円としていることから、同額を望む声も聞いております。

しかし、自己負担の2千円は、この2年間で一定の理解が得られたものと思います。

併せて近隣市町村も、自己負担の増額を検討しているとも伺っております。したがって、今のところ千円にすることについては考えておりません。

本町では県の医療費無料化の補助制度の拡大に伴い、新たな福祉施策に取り組んでまいります。財政再建の実態はご案内の通りであります。少子化対策と教育施設整備は最重要課題と捉えております。したがって、子育て支援事業等を中心に福祉行政のさらなる充実を目指して、平成20年度予算等を編成してまいりたいと考えております。

次に、緊急地震速報に対するご質問であります。

緊急地震速報は気象庁が本年10月1日から、新たに国民に提供する地震情報であります。これまでの地震情報は、揺れた後のデータを迅速に収集して発表するものでしたが、緊急地震速報は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源や地震の規模(マグニチュード)、震度等を推定し、震度4以上の強い揺れの地域名に、事前に知らせる速報であります。

これは地震で揺れる前に情報を確認でき、強い揺れが始まる前に適切な行動を取り、被害を軽減しようとするものであります。

しかし、情報の提供から強い揺れが始まるまでの時間は、長くても数十秒ほどしかなく、情報の提供が強い揺れに間に合わない場合がある等、緊急地震速報には技術的な限界があります。

また、情報の提供が間に合った場合でも、数十秒の間に住民や学校等へ周知することは、非常に困難であります。現状、でき得る対応は、テレビ等で覚知後、防災行政無線等で周知をしたり、学校を始めとする公共機関等にメールの一斉配信による連絡等が考えられます。

さらには、携帯電話のメール配信システムの活用も検討しているところであります。

何れにしても、ごく短時間での対応となるだけに限界もあり、住民自らが身の安全を自身の安全を確保することが最も重要なことであります。

したがって、地震への基本的な対応や緊急地震速報の入手方法、利用の心得等を広報誌、ホームページ等に掲載をしまして、住民の皆さんに周知をしていきたいと考えております。

なお、実際に地震が発生した場合は、地域防災計画を基本に対応することになります。

今後とも防災体制の充実を図り、町民の安全と生命・財産の確保のために努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ一つよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁といたします。

議 長(傳田創司君) 3番林一彦君。

3 番(林一彦君) 福祉行政の取り組みについては、「15歳までの医療費無料化」から「妊婦検診」、「障害児送迎」、「インフルエンザ予防接種」と事細かに答弁いただきました。

先月の議会全員協議会において、「行財政改革行動指針～みなかみ町の将来を見据えて～(案)」の中で、「職員の純減に対応しうる協働体制を確立するため、グループ制の導入。少数精鋭化に向けて、組織を活性化する。」とありますけれども、特に福祉に携わる職員の方々は、町民や人と人との触れ合いが多く職員の負担が大きくなり過ぎないように、また住民サービス低下にならないように、また職員と住民との間で混乱が起こらないように、現場職員、サービスを受ける住民の意見をよく聞きくための話し合いを多く持っていただき、さらなる福祉の充実に取り組んで頂けるようお願いいたしまして、一点めの質問は終わりといたします。

2点目の緊急地震速報の対応についてであります。

先日、沼田市にありますコミュニティFM放送局FM O Z Eで「緊急告知FMラジオ説明会」と「訓練放送見学会」が開催されました。

「緊急告知ラジオ」とは、地域のコミュニティFM局の緊急信号を受けると、ラジオの電源が自動的に入り、最大音量で防災情報や警報が流れるものであります。

サイズは、幅16cm・高さ11cm・厚さ5cmほどのラジオで、持ち運びも可能であり、価格は9千円程度でありました。

見学会では市町村や県、警察、消防の関係者の方などが出席し、防災訓練放送の生放送を聴いて、実際に放送の緊急信号を受け、専用ラジオの電源が自動的に入り、「大雨のため、〇〇地区の皆さんに避難指示が出ました。至急、避難して下さい。」と、音声案内をしておりました。

この「緊急告知ラジオ」は、既に数多くの自治体やコミュニティFM局で使用されておまして、長岡市・新発田市・倉敷市・宝塚市・新津市などで採用されております。

また、この防災システムは、国土交通省の都市・地域整備局まちづくり推進課による「ま

ちづくり交付金」を活用した、安心・安全のまちづくりの交付対象事業となるそうです。

全国的に防災が自治体の重要政策となっている現在、このようなシステムも考慮し、防災行政無線や緊急地震速報を活用して、みなかみ町地域防災計画に沿って、訓練を重ねて行けば、災害に強く、安心・安全なみなかみ町を、そして住みやすい・暮らしやすいみなかみ町に繋がっていくものと期待いたします。

またこのような取り組みは、みなかみ町の観光にも好影響を与え、活性化の要因の一つになると考えますがいかがでしょうか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 福祉関係については、組織の改編等によってサービスの低下がないようにというご意見でございますが、しっかりとそういう意見を受けまして、福祉行政の推進を図っていききたいと思います。

今回、この組織に対する構想が、ご承認いただきますと要するにグループ制になるわけですから、各課においては、ややもしますと自分の枠の範囲しか理解していない、またそのことしか仕事をしないというようなことが多々あるわけでありまして、グループ制になりますと、その課の全員のものが協同して、同じ仕事をするわけでありまして。

今まで以上に充実した福祉行政ができるのではないかと、またそのように持っていきたいと考えております。ぜひご協力をお願い申し上げる次第であります。

それから今、緊急地震速報に関しまして、緊急告知ラジオのお話を伺ったわけでありまして、それを「まちづくり交付金事業」でできるという話までご提案いただいたわけでありまして。これが一台9千円かかるというというお話ですけれども、この提案について、検討してみたいと思います。

一台9千円としましても、やはりみなかみ町の場合、世帯数も多いですから、それがどのようにはねかえってくるかということも含めて検討しなければならぬわけでありまして、しかし、安全でそしてまた町民の生命財産を守るとというのが我々の使命でありますから、さらにはこの地域は観光地でありますから、大勢のお客さんが見えられます。

それだけに地震に備えた、また災害に備えた情報を如何に提供するか、大きな仕事になると思いますので、今ご提案いただきましたことについて、検討してみたいと思います。

議 長（傳田創司君） 3番林一彦君。

3 番（林 一彦君） 以上で、一般質問を終わります。

議 長（傳田創司君） これにて、3番林一彦君の質問を終わります。

**通告順序第2 2番 阿部 賢一 1. 地域活性化支援について
2. シャトルバス運行について**

議 長（傳田創司君） 次に、2番阿部賢一君の質問を許可いたします。

（2番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 傳田議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。

はじめに地域活性化支援について、ご質問いたします。

新生みなかみ町が誕生して2年が経ちました。そして町村合併の中、長年続いてきた、それぞれの地域のお祭り等が休止をなされました。一年休んだ結果、本年は実行委員会等が組織され、水上地区においては「おいで祭り」、新治地区においては「猿ヶ京温泉まつり・赤谷湖上花火大会」、月夜野地区におきましては、ホテルを守る会が主体となり「ホテル鑑賞の夕べ」がそれぞれ盛大に開催をされました。

行政主導型ではなく、地域住民による地域のための地域興しであり、まさに本物の活性化事業であると思います。

この3つのお祭り以外にも、それぞれの地域で活性化に取り組んでいる事業が多々あると思いますが、このような伝統ある地域の祭り等も含め、町民のこのような取り組みについて、今後どのような支援をしていくお考えがあるのかお伺いいたします。

2点目につきましては、シャトルバスの運行についてであります。

本年シャトルバスが、11月25日まで運行をされました。シャトルバス運行実行委員会で、いろいろと協議検討をなされて運行されたものと思いますが、4点について簡潔にご質問を申し上げます。

運行路線について、路線バスの運行されていない地域、または廃止された地域を優先すべきではないかということが、まず1点です。

また、そういう地域におきましても観光のスポットというものはいくつもあるわけですので、その辺についてもお考えお聞かせ下さい。

次に、運行する路線ルートについては、どのような形で決定をされたのか。

次に、財政が大変厳しい中、各種団体への補助金を大幅に削減した状況下で、この運行に対する補助金800万円がどのように有効に使われたのか。

そして、4点目に今後、町民の方々にも宣伝し、利用をもっとしてもらえるようにしたら良いのではないかと、またそれに対して、どのようなお考えがあるのか、以上4点をご質問いたしまして、私の一般質問といたします。よろしく願いいたします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 阿部賢一議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に地域活性化支援についてであります。

阿部議員、言われますように、今年は「月夜野ホテル鑑賞の夕べ」が6月23日に矢瀬親水公園で開催されましたのを皮切りに、7月29日には「猿ヶ京温泉まつり・赤谷湖上花火大会」が、また9月8～9日には、水上では「おいで祭り」が盛大に開催をされました。いずれも地域住民の皆さんが主体となって行われましたが、このことは町民の郷土を愛する心の表れでありまして、大変に素晴らしく、力強く思った次第であります。

イベントの開催は、地域の人達が楽しむと同時に、訪れる多くの人々が地域の素晴らしさを知り、地域の活性化につながるものと考えます。

また、それだけではなく、地域住民の皆さんが力を合わせることにより、地域の絆が強まり、計画から実行に多くのことを学び、地域力の向上に大きな役割を果たしてきたのではないかと思います。

どの地区のお祭りも、今までは行政主導で行ってきましたが、本年は各地域の実行委員会が準備から開催まですべてを取り仕切って下さいました。

その結果、規模は小さくても以前より素晴らしかったという町民の意見も聞き、各地域の地域力が遺憾なく発揮された素晴らしいお祭りであったと思います。

さて、阿部議員ご質問の、地域活性化支援の方策についてであります。私は自治基本条例の制定に期待をしております。

個人でできることは個人が、地域でできることは地域が、町がすべきことは町が行うことを基本に、現在、自治基本条例の制定に取り組んでおります。

自治基本条例は、町民が生き生きと活躍できるルールを定めるものであります。

それは町民に一定の行為を求めるだけでなく、町や議会が持てる権限や能力を発揮して、人々が幸せに暮らせる社会を作るためのルールづくりであります。

条例案では、町及び議会は、町づくりを支え合う自主的及び自立的なコミュニティの役割を尊重すると共に、その活動を支援することができるものであり、町は地域コミュニティ等に対し、予算の許す範囲で支援していくことになります。

しかしながら、町が支援したことにより、かえって地域の自主性が損ねられてしまうことがあってはなりません。

したがって、地域の自主性を確保しながら、町と地域が一体となって、町づくりが実施できる町民参加の仕組みづくりが大切であり、そのような意味から、この自治基本条例に期待をするわけであり、私はかねてから、これからの地域づくりは、「構想力」と「自治の力」が大事であると訴えてきましたが、その基本は自治基本条例にあると思います。

現在、自治基本条例制定委員会の皆さんは、今年度中の策定を目指し、夜遅くまで条例案づくりにご苦勞をいただいております。

私は、この条例により、町民、議会、町がそれぞれの役割を分担しながら、良きパートナーとして協力し、地方分権時代のまちづくりができることを念願いたしておるところでございます。策定委員の皆さん方のご苦勞によって、これが一日も早く、制定できるよう待ち望んでいるわけであり、

議会におきましても、ぜひご協力をお願い申し上げて答弁に代えさせていただきます。

次に、シャトルバスの運行についてお答えいたします。

シャトルバスは、点在する観光施設を結び、観光客の利便性を図るために、平成12年度に旧水上町商工会の実験事業として始められました。観光客から好評であったために、町から補助金を受けて、観光協会の事業の一環として運行された経緯があります。

水上地区での運行は3路線でありまして、水上温泉を中心に南路線・中路線は谷川岳方面、北路線は藤原地区までのコースでありましたが、利用客が少なく赤字運行を余儀なくされました。しかし、夏休みや紅葉のシーズンには臨時便を増発するほどの賑わいでありました。

今年度からは、3地区の観光協会が合併したことによりまして、路線をいずれも上毛高原駅を発着とした「月夜野・新治コース」と「水上・谷川コース」の2路線とし、料金は公共の日帰り温泉施設入浴割引券付きの1,000円で運行しております。

月夜野・新治コースは、ベイシア～びーどろパーク～桃李館～たくみの里～まんてん星の湯等を一日4便、水上・谷川コースは、ベイシア～みなかみの森～TEPCO奥利根館～水紀行館～ふれあい交流館～湯テルメ谷川等を経由して一日5便で運行し、観光客のみならず町民の買い物にも配慮した経路を設定しておりました。

次に、町からの運行補助金800万円を含めた、今年度の収支についてのご質問でござ

いますが、歳入では、町補助金800万円、チケット売上げ130万円、歳入合計930万円でありました。歳出は、バス運行費用1,100万円、パスポート印刷代31万円、ポスター・折り込み印刷代89万円、バス停設置経費95万円、消費税等66万円の歳出合計1,381万円でありまして、差引きで451万円が不足となり、これは観光まちづくり協会の負担となっております。

参考までに水上地区での平成17年度・18年度の決算状況は、水上町観光協会が赤字分を約1,900万円程度を負担して運営したという経緯があるようであります。

次に、運行経路の決定方法と、町民に対しての周知についてお答えいたします。

運行経路は、運行を委託しております関越交通の路線バス経路と原則競合しないことが求められております。また、シャトルバスの性格上、観光施設を結ぶものと定められておりますが、観光バスと同じ扱いとなるために、その運行経路は比較的自由に定めることができます。したがって、町民の買い物や病院の通院等にも利用できるように配慮した運行経路となっております。

周知方法につきましては、町民や観光施設に折り込み広告やポスターなどでお知らせすると共に、ホームページで来町者に向けてアピールをしております。

しかしながら、今年度の反省点としては、現状の運行経路ではシャトルバスの運行間隔が2時間も空いてしまうために、観光施設めぐりに利用していただけませんでした。

このことは、みなかみ町の観光エリアが広すぎることも一因ですが、当町を訪れる観光客の大半の移動手段がマイカー利用であることが大きな原因であると考えられます。

また町民も、運行経路や運行間隔等の理由から利用しづらい面もあったようであります。

このような状況下で、本年度の運行は11月25日をもって終了しましたが、来年度のシャトルバス運行については、現在、観光まちづくり協会でもどのようにしていくか、休止も含めて検討していると、このように伺っているところであります。以上であります。

議 長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） はじめに、地域活性化支援についてですが、自治基本条例の策定委員会に私もメンバーとして現在参加させてもらっております。

やはりこれからの町づくりというのは、町民がいかに関心を持って参画してもらおうか、またそういう意識をどのように町民の方に持ってもらうのかということが大切なことだと思っております。

その支援策なのですが、イコール補助金という話になってしまうのかもしれないですけども、その時代、時代にできる支援というのがあるのかなという気がしております。

もちろん財政再建が図られた暁には、その補助金という形での支援というものは必要なのかなと思っております。しかしながら、これだけそれぞれの地域の住民の方々が自分の住んでいる地域を元気にしよう、もっと活性化しようという動きが出てきただけでも、やはりこれは住民の意識の変化が見られるのかなという気がしております。

そのような中で、例えば町が所有している機材などを無償で貸し出すとか、先ほどホームページや広報で各地区のお祭りを紹介し、宣伝していただくとか、そういう支援の方法でも良いのかなという気がします。また、支障のない範囲で例えば交通整理に手が足りない場合、職員の方を業務に支障がない範囲で派遣してもらおう等、そういう形の支援の取り組みでも良いのかなという気がしております。

総務課長にお尋ねいたしますが、前段申し上げたのは各地区のお祭りなのですけども、

そういうところに例えば、機材を無償で貸し出したりとか、職員を派遣したりしているのかどうかの状況を教えていただければと思います。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 機材や職員の派遣ということですが、まず1点は交通指導員の方については各種行事に要請があれば出動していただいております。

職員についても、お祭りの名称は分からないのですが、要請があったものについては対応をしていると思います。機材についても、地元の方が利用できる機材であれば、それは貸し出しは可能だと思っております。以上です。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） ホームページの活用の問題ですけれども、こういうものは大いに上手く活用して欲しいと思います。先程言いました、みなかみ祭りを含めると4つのお祭りがあるわけでありましてけれども、これらを魅力ある分かりやすいホームページを作って、大いに宣伝して、大いに地域にお客さんが来てもらえるように、町としても一生懸命やっていたかなければならないと考えております。

阿部議員には、先ほどの自治基本条例策定委員会でもいろいろご苦勞をいただいているわけですが、私も策定委員会の時にも申し上げたのですが、やはりこれからは、それぞれ地域毎にコミュニティを上手くつくり、そのコミュニティを核として、町民の皆さん方が活動できる体制を作っていく必要があるのではないかと、そのためにはある程度の予算というものは必要になるでしょうと、現在のみなかみ町は、財政再建中で大変に厳しい状況にありますが、この局面を上手く乗り切っていけば、夢のある町づくりが出来ることは間違いないと、そういうふうには私自身も信じております。

それだけに税金の1%くらいは、やはりそれぞれのコミュニティに配分できるようにすることはどうなのだろうかと、そのくらいのおおごとをしなければ、これからの自治基本条例の趣旨に沿った地域づくり、町づくりは出来ないのではないかとということも、初会議の際にお話ししたことがあるのですが、出来るならばそのような一つの方向に行ける自治基本条例になれば素晴らしいかと、このように思っている一人であります。

議長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

2番（阿部賢一君） 分かりました。自治基本条例も今、最終段階に来ているところですので、そのうちに出来上がりましたら報告が出来るのだと思います。

この地域活性化についてですが、先般、新聞報道にありましたように、農林水産省において農村活性化戦略と題して、地域に伝わる伝統のお祭りや文化、そして景観などを保全再生する活動に助成したり、また地域のリーダーの育成に対して支援をするという提案が、増田寛也総務大臣、地方再生担当大臣に提出をされております。

やはり中央においても、地域力の再生というものに着目をしてきている時期だと思うのですね。やはり国においても何らかのこういう取り組みへのシステムが構築されるのではないかと期待をしている一人であります。

町としても、こういう止めることは何でも簡単なのですが、新しく始めてそれを続けるということは大変なエネルギーが必要なことだと思います。

やはり各地域のいろいろなお祭り・伝統文化も含めて、長く続けて、地域がさらに元気が出るような取り組みについてはしっかりとバックアップと言いましょか、後押しをし

ていただきたいと要望いたします。

次にシャトルバスについての質問なのですが、1点目の活性化と重なるのですが、木村観光課長にお尋ねいたします。

それぞれ各地の住民主体となって開催されたお祭りに、いろいろ各地にお出かけいただいていると思うのですが、そういうお祭りやイベントを見た率直な感想をまず1点お聞かせ下さい。

また、シャトルバスの関係で、チケット代130万円、1枚1千円ですから1,300人分なのですが、所謂、当初のシャトルバス運行に当たっての利用者数の見込みは、どのような計画であったのか、それと地域住民がどの程度利用されていたのかという点について質問いたします。よろしくをお願いします。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長君。

（観光商工課長 木村一夫君登壇）

観光商工課長（木村一夫君） 今年4つの大きいお祭りが、みなかみ祭りを始め、3地区で開催されました。

本当に私ども観光商工課職員も一生懸命、応援をさせていただき、他の課の職員も一緒に汗をかいたという経緯がありますけれども、本当に地元の人たちの手作りということでありまして、その熱意というものはもの凄いものがございました。

私は、4つ総てのお祭りに参加をさせていただきましたけれども、この熱意があれば今後とも継続されていくのだなという雰囲気を感じさせていただいております。

次にシャトルバスの当初計画と収支についてであります。私ども旧水上町で3路線を運行していた当時から、先ほど町長の答弁にありまして、1,900万円程度の赤字が生じていたということでありましたので、その状況等もふまえて、今回の運行経路も相当に地域のお年寄り等にも利用していただけるように、わざわざ観光スポットでない、ベイシアまで停留所を設けて運行させていただきましたけれども、運行の間隔が2時間空いてしまい、その間に一つの観光スポットでなかなか時間をつぶせないということで、この経路でも赤字になるのではないかなという予想はありました。

ただ思った以上に利用客が少なかったことは、今年の反省点であり、協会とも話し合っておりまして、実は明日（12月7日）、観光町づくり協会理事会があります。その中で来年度の運行も含めて、協議をしていただきたいというお願いをしてあります。

以上でございます。

議 長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） ということは、明日の会議で来年度のシャトルバスについて、町長答弁では休止も含めた検討というお話だったのですが、その方向性が出るという解釈でよろしいのですね。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長君。

（観光商工課長 木村一夫君登壇）

観光商工課長（木村一夫君） 明日の理事会で十分検討して下さいというお願いをしてありまして、今ちょうど予算の編成時期であります。今月中旬までに予算入力ということでありますので、理事会でどのような結果が出るのかは別といたしましても、観光町づくり協会と町当局との補助金の問題もありますので、予算の入力までには結論を出していきたいと思っております。

議長(傳田創司君) 2番阿部賢一君。

2番(阿部賢一君) その理事会のメンバーには観光商工課長は入っているのでしょうか。

議長(傳田創司君) 観光商工課長君。

(観光商工課長 木村一夫君登壇)

観光商工課長(木村一夫君) 観光町づくり協会理事会でありますので、町当局はオブザーバーとしていつも参加をさせていただいております。

議長(傳田創司君) 2番阿部賢一君。

2番(阿部賢一君) 今、検討するということではありますが、確かにこれだけ広い面積を有している町ですから、観光スポットも大変広範囲にわたります。

できれば、そういう中において、例えば路線バスが通っていない地域にもバスを運行していただいて、町民の足に、また観光客も一緒に町を周遊できるような経路を作ってもらえたらと思います。

それと廃止された路線もあるわけで、たくみの里～遊神館へ向かう道路も過去には東部バスが運行しておりましたが廃止されました。

遊神館という観光施設があるわけですから、やはりあちらの方までバスを運行させるべきではないかなと思っております。

如何せん、ホテルや旅館の方とも協議をすることも大切だと思いますし、例えば新治地区には新治支所がありますので、支所の方も話し合いのテーブルには着いて、いろいろと現場の意見等も吸い上げてもらい運行ルートを決定してもらえればと要望いたします。

観光の町「みなかみ」であり、そして、これだけ広いわけですから、そういうシャトルバスというのが必要になるという認識は持っているのですけれども、観光商工課長から答弁ありましたように、利用者数が予定よりも大分少なかったという話だったのですが、それに対する町民の意見がいろいろとあると思うのですね。

観光商工課長の方にも恐らくそういうお話が来ているのかなという気がしているのですけれども、そういう意見をぜひとも取り入れていただいて、そして、観光客と地域住民の足の両方を兼ね備えたようなバスの運行を今後検討していただけたらと思っております。

その点については、今後、そういうことも協議のテーブルに上がるのかどうかということを確認させていただきたいのですけれども。

議長(傳田創司君) 観光商工課長木村一夫君。

(観光商工課長 木村一夫君登壇)

観光商工課長(木村一夫君) 私ども観光商工課の方へも、観光町づくり協会の方にも、「人を乗せないで空気を運んでいるだけだ」というようなご意見もあり、私どもも非常に憂慮しております。一日2台運行しますと10万円経費がかかるのですけれども、最後の2ヶ月間は土・日・祝日の運行ということで、多少運行本数を縮小させていただきました。

来年度に向けて他の対策、観光町づくり協会としては必要性を訴えておりますけれども、このまま同じ状況で運行するのは不可能でありますので、地域の皆さんも利用していただけるような方向、バスでなくてタクシーですとか、いろいろな方法がありますので、そういったものも含めて明日、検討していただきたいと申し上げてありますので、よろしくお願いたします。

議長(傳田創司君) 2番阿部賢一君。

2番(阿部賢一君) ぜひとも、そういう声を反映させていただき、町民に理解され、また観光

客にも喜んでいただけるようなバスの運行をよろしくお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今の阿部議員のご意見としますとどういことでしょうか、これは運行を続けて欲しいということが強いわけですか。

議 長（傳田創司君） 2番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） ですから、町民、地域住民の足として、そして観光客、両方にもっと利用される良い方法があるのではないですかということです。

ですから、入須川地区には遊神館という観光スポットがあるわけですから、あちらにも高齢者の方がおられますので、国道まで出るのに、例えばシャトルバス等を利用できれば、町民の理解も得られるのではないかとということです。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 先ほど申し上げましたように、関越路線の問題がありまして、それとの競合問題で路線が自由に引けない所がやはりあるのですね。

そういう関係から、ここにバスが通せればもっと収益が上がるのだけれども、上がらないということも今まであったようなのですね。

課長が申しましたように、毎日一つの路線を走っているけれども、本当に空気を運んでいるのかということも聞いたことはあるのですけれども、実際にこのように広いだけに、上手く公共交通機関の路線が引ければ、町民にとってとてもプラスですよね。

できれば、そういう方向でしたいと思うのですけれども、町の方としては800万円と補助金を決めておりますので、それ以上になって赤字になってしまうと、今度は観光まちづくり協会が負担しなければならなくなってしまうわけですね。

そこに問題があるわけで、町民の足の確保のことも考えるならば、財政はこういう状況だけれども、もうちょっと町でも頑張れとかということは、これからいろいろ出てくるのかもしれないですね。

今日、ご意見をいろいろと聞かせていただきましたので、私も観光まちづくり協会の役員ではありませんけれども、観光まちづくり協会の方にも、その旨を良く伝えて、観光と地域住民との連携を図る中で、この事業が上手く存続できないかどうか、もう一度考えて欲しいということを私の方からもお願いしてみたいと思います。

議 長（傳田創司君） これにて、2番阿部賢一君の質問を終わります。

通告順序第3 7番 原澤 良輝

- 1. インフルエンザ予防接種の徹底と負担軽減について**
- 2. 新治統合小問題について**
- 3. スクールバスを無料で運行することについて**

議 長（傳田創司君） 次に、7番原澤良輝君の質問を許可いたします。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 通告に従い、質問を行います。

インフルエンザ予防接種の徹底と負担軽減についてということであります。

9月に福田内閣が発足して、群馬で4人目の総理大臣になりました。

しかし、これは先の参院選での自民・公明政権が国民の批判を受けて、大敗した結果といえます。小泉・安倍と続いた「構造改革」によって生じた格差を是正することを約束せざるを得ないほど国民は怒っております。

65歳以上の高齢者が2,600万人を超えて、長寿社会に相応しい国づくりが求められております。65歳以上の高齢者が世帯主の家庭では、貯蓄無しを含めて3分の1以上が500万円未満の貯蓄しかないような状態です。

貧困と格差は高齢者ほど深刻になっております。多くの高齢者は人間らしく、安心して、のびのび暮らしたいと思っております。「健康と医療」の問題解決が高齢者の一番の願いと聞いております。

今年もインフルエンザの流行が心配されております。特に高齢者は感染しやすく、医療機関については、早めの予防接種など対策を呼びかけていますが、65歳以上では町負担が2千円で自己負担が2千円となっております。

これは感染してから治療するというよりも、予防接種を徹底して、発生を防止することで、厳しい冬を元気に過ごすことができるのではないかと思います。

医療費が軽減されれば、結果的に財政負担が少なくなるのではないかと思います。

私は月夜野ですけれども、水上、新治の方もいろいろとそのような声を聞いております。

先ほど林一彦議員も触れておられましたけれども、65歳以上の自己負担を1千円に戻すことを求めたいと思っております。

次に、新治統合小問題についてであります。学校の安全対策が問題になっておりますが、みなかみ町の小学校で耐震基準をクリアしているのは猿ヶ京小学校と須川小学校です。

こうした立派な校舎を廃校にして、統合することには基本的に反対であるという考えには変わりません。しかし、来年4月に未完成というか、その校舎に入ることが予定をされております児童の教育への影響をどう考えるのか、児童にとっては一生に一度しかない小学校生活と考えます。

学校給食法が53年ぶりに大幅に見直され、食育を目的の柱に位置づけ、学校ぐるみで食育を推進することになると思います。朝食の欠食や偏食など子供の食生活の乱れが浮きぼりになっており、家庭を含めて食育の重要性が高まってきております。子供の時に覚えた味覚は大人になっても影響すると言われております。家庭科の実習室は、食育の大切な実践の場だと考えます。必要な施設を準備するのが町の責務と思いますが、せめて統合を一年先送りにして、施設がすべて完成してから、校舎の供用をするように求めたいと思っております。

3番目に、スクールバスを無料で運行することについてであります。

10月9日にスクールバス運行検討委員会から答申がありました。小中学校の遠距離通学については、町教育行政の責務だと考えます。教育を受ける権利は等しく総ての児童生徒に保障されなければならないと思います。学校からの距離によって、児童生徒（保護者）の負担が違うのは不公平になります。

学校教育は町の将来だけでなく、国の未来に関わる重要な行政だと考えます。財政危機だからといって、教室を削ったり、先生を減らしたりはしないと思っております。

教育は最優先すべきだと思います。教育に対する町の姿勢が問われているのではないかと思いますし、誰でも等しく義務教育が受けられるように、スクールバスについては無料

で運行することを求めたいと思います。

また、スクールバスの利用者からいかなる名目であっても料金を徴収することは、道路運送法第43条の規定に該当して好ましくないと思います。道路運送法は、旅客の輸送の安全を確保するための適切な計画であるかどうかの国土交通大臣の審査を受けて、適合しなければ許可されません。

さらに、料金も国土交通大臣に届けなければなりません。

スクールバスの安全運行は言うまでもないことですが、学校教育にける町の真剣度が、児童生徒に伝われば、教育の効果もより一層発揮されると考えます。スクールバスについては、無料で運行することを求めたいと思います。

以上で質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 原澤良輝議員のご質問にお答えいたします。

インフルエンザ予防接種の負担軽減についてであります。

「インフルエンザの予防接種」については、平成13年の予防接種法改正によりまして、市町村長は65歳以上の方にインフルエンザの予防接種を行わなければならないことになりました。これにより毎年実施をしているところであります。

みなかみ町では平成18年度より、2千円の自己負担をお願いしておりますが、これは利根沼田医師会と「高齢者インフルエンザ個別予防接種業務委託契約」を結び、接種料金1回4千円と決めております。この契約に基づき、その半分を町が補助し、半分を自己負担でお願いしております。

しかしながら、利根沼田地域の市町村では自己負担1千円であることから、町にも同額を望む声があります。予防接種法では、予防接種は社会全体における流行の阻止、または疾病による致死率が高い、社会的損失の防止を目的としております。

そして、国民にも接種に努めなければならないとしておりますが、インフルエンザは、個人の発病・重症化防止など、個人予防を目的とした疾病に位置づけられ、接種の努力義務はありません。

こうしたことから、対象者が接種を希望する場合のみ、接種を行うこととされております。現在の自己負担2千円は、この2年間で一定の理解が得られたのものとと思いますが、仮に、自己負担を1千円にしますと、町の負担は平成19年度予算と比較して340万円の増額となります。

私は、この増額分は少子化対策や子育て支援策等、次代を支えてくれる子供達の健やかな成長に結びつく事業に活用したいと考えているところであります。

また、20年度予算編成に当たっては、近隣市町村の意見も聞いておりますが、各市町村とも自己負担の増額を検討していると聞いております。

なお、インフルエンザだけではありませんが、予防接種は完全ではありません。特にこれから寒い時季に入りますので、日常の健康管理が重要であります。

元気な生活をして頂くためにも、高齢者だけでなく、町民の健康づくりに積極的に取り組む保健活動を推進していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

議 長（傳田創司君） 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) 原澤議員のご質問にお答えいたします。

新治統合小問題についてと、スクールバスを無料で運行することについてであります。

まず、新治統合小学校については、20年度開校に向けて準備をしているところでありますが、本校舎・体育館等は完成をした中での開校ということになります。

20年度工事としては、食堂棟の建設・プールの改修工事・施設の解体工事等がある訳ですが、本校舎・体育館等の完成を見た中で、児童の教育への影響については十分に配慮した上での開校ということになります。十分配慮するという意味は、先ほどの家庭科教室についても十分に配慮してあります。よろしくご理解願いたいと思います。

次に、スクールバスを無料運行をすることについてですが、今質問の中にもありましたように、3月20日付けで、町長からスクールバスの運行について、検討するよう諮問を受けて、検討委員会を立ち上げ協議を重ねました。その結果について、10月9日付で答申をいたしました。答申の内容については、料金の件・通学距離の件・将来的には民間に委託したい等の答申がなされておりますが、教育委員会としては諮問を受けて、検討委員会が出した結論を町長に答申したということでありますので、町としても現在、有料・無料を含めて結論を出すべく検討をしている状況ではないかと思えます。

現時点では、それ以上申し上げられません。よろしくご願ひ申し上げます。以上です。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) インフルエンザの件なのですが、高齢者は6,800人くらいいて約半分の3,500人くらいが希望していると聞いております。

町の負担については約700万円くらいになると考えております。

いろいろ財政が厳しいという話も聞いています。128億円の当初予算で運営しているわけですから、やはり金ということではなくて、高齢者に今までの苦勞に感謝するという福祉の心が無いんじゃないかと考えています。

そういったことで今回の補正予算についても、先ほどいろいろ質疑をさせてもらったところもあるのですが、矢瀬公園用地の買上げが1,400万円補正予算で出てくるということで、補正予算も作成しております。

そのメリットについても、お聞きしたのですが、メリットについては答弁をいただけませんでした。そういったことで、例えば1千円だと350万円ぐらい、500円にしても170万円ぐらいということになるのですけれども、そういったところにぜひ目を向けていただきたいと考えます。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 原澤議員のご質問ですと、福祉に心が無いという話ですが、みなかみ町はそういうことは無いと思うのですけれどもね。国で決めている事業等についても、国県と町がそれぞれ負担し合う中で、福祉施策について取り組んできていると私は思います。

それから、1千円の問題についてもですね、確かに今、利根郡市管内はみなかみ町だけなのかもしれないけれども、再三申し上げますようにこれを今上げようかという町村もあるのですよね。だから、率の問題はあるかもしれないけれども、やはり予防接種というものを広めて、それを未然に防ごうという予防接種の町としての努力というものも、そこにはあるわけですから、町として全然やっていないということではありませんのでご理解いただきたいと思えます。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 町の福祉政策については、いろいろ他と比べて良いところもあると思います。一応インフルエンザに限定して質問させてもらっています。

ぜひ1千円とか500円という額なので、今年度の補正予算とするか、来年度予算とするかというふうに考えていただければと思います。

次に統合小の問題に移らせてもらいます。学校の安全対策ということで、家庭科の方も考えてくれるとお聞きしました。

実際にお聞きしますと、残っている校舎の一部分の理科室が水設備があり、それを改造するということになると思いますけれども、それを取り壊すとなると、そこだけ残ってしまうので、残った建物がかえって危ないのではないかという気もしますが、その辺はどうなのでしょう。

議 長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 今、耐震の問題は当然あると思いますので、その辺については十分配慮した中で対応していきたいと考えております。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 児童が集まると346人と聞いております。取壊し工事と建設工事に来年一年はなると思います。その辺も、多くなった児童で危険ではないかと心配するのですが、その安全対策についてはどうなのでしょう。

議 長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 児童の増になることについては当然でありますけれども、それも含めまして十分に安全に配慮した工事を対応していきたいと考えております。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 安全に配慮ということですが、具体的なことをお聞きしたいと思います。それから体育への影響というのも考えられるのですが、その辺はいかがでしょうか。

議 長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 例えば、進入道路等の工事等があるわけですが、現状の道路等は残した中で行うということで、当然他の部分についても支障を来さないように、打ち合わせや検討をした中で対応していきたいと考えております。

議 長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) もう一つはですね、工期を設けてきちんと計画を組んで行っているわけですね。そういうことも考えていただきたいし、体育のことが出ましたけれども、新巻小の子供たちは体育館が使えないのですよ。出来るわけですから、できる体育館を一年間空けて不便させるということの方が私は大きいと思うのですね。

ですから、体育館が出来たところできちんと体育もすると、多少は新築して入るのですから、一軒の家でも新築して入居するまでには多少不便しますよね。多少のところは我慢しなくてはならないし、安全管理は当然ですから、これはもう業者にも言いますし、学校職員にも良く話をして万全を期します。そういうことでお願いをしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 安全に対してはしっかり管理してもらいたいと思います。

できれば施設が完成してから、校舎の供用をするようお願いしたいと思います。

スクールバスなのですけれども、まだ検討中ということですが、19年度予算で508万円使用料ということで計上していますけれども、それに対して徴収基準みたいなものがあると思うのですが、その辺を教えてください。

議 長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教 育 長(登坂義衛君) 検討委員会の中で、答申を読んでもいただければ分かるのですけれども、利用料をいただく場合の金額については結論が出なかったという答申になっております。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 答申についてはそのように書いてありますし、距離についても2kmか、何かというふうに書いてあるのは承知しております。508万円を計上した基礎みたいなものとして教えていただければと思いますけれども。

議 長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 現時点では、各スクールバスの運行に伴って、月夜野・新治においても基準によって徴収しているというふうにご理解願えればと思います。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) そういう各基準によって、各学校等のいろいろな距離だけではなくて、町の方の事情でいろいろ料金が変わっていると思います。

そういったことで料金を徴収しているのですけれども、正式に料金を徴収することになると、やはり国土交通省の方の許可が必要になろうかと思います。

学校教育にかける町の真剣度で誰でも等しく義務教育が受けられるように、検討中ということなので、スクールバスが無料で運行されるよう求めて質問を終わりたいと思います。

議 長(傳田創司君) これにて、7番原澤良輝君の質問を終わります。

議 長(傳田創司君) 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

散 会

議 長(傳田創司君) 明日は、午前9時より、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さまでした。

(14時20分 散会)